



産廃処理業者
認定制度

優良産廃処理業者認定制度 認定取得の手引き

令和6年1月



三重県

目次

1.	はじめに	3
2.	制度の目的	4
3.	優良認定取得までの流れ	4
	(1) 新たに優良認定の申請をする場合	5
	(2) 既に優良認定を受けている者が、あらためて優良認定の申請をする場合	6
4.	制度の概要	8
5.	審査手数料	1 2
6.	優良認定事業者の公表	1 2
7.	申請書類	1 2
	(1) 新たに優良認定の申請をする場合	1 3
	(2) 既に優良認定を受けている者が、あらためて優良認定の申請をする場合	1 3
	ア 遵法性	1 9
	イ 事業の透明性	2 0
	(ア) 公表状況の更新履歴について	2 1
	(a) 産廃情報ネットの履歴証明サービスを使用する場合	2 1
	(b) 産廃情報ネットの履歴証明サービスを使用しない場合	2 2
	(イ) 公表状況の記載例について	2 4
	(a) 会社情報	2 4
	(b) 許可の内容(収集運搬業)	2 5
	(c) 許可の内容(処分業)	2 6
	(d) 施設及び処理の状況(収集運搬業)	2 9
	(e) 施設及び処理の状況(処分業)	3 3
	(f) 財務諸表	4 3
	(g) 料金	4 8
	(h) 社内組織体制	5 0
	(i) 二次委託先の個社名の公表開示の可否	5 2
	(j) 事業場の公開	5 2
	ウ 環境配慮の取組	5 3
	エ 電子マニフェスト	5 8
	オ 財務体質の健全性	5 9
8.	申請先	6 4

国の指定機関による事業の透明性に係る基準の「適合証明書」を利用できるようになりました！

環境大臣の指定を受けた者（※）が発行する『事業の透明性に係る基準の適合についての証明書（以下、「適合証明書」といいます。）』を提出することにより、公表情報を掲載したインターネット上のページの写し及び更新履歴を一覧に示した書類を省略することができます。

—— “公表情報を掲載したインターネット上のページ” を多量に添付する必要がありません！

（※）令和2年9月23日付環境省告示第74号により、公益財団法人産業廃棄物処理振興財団（以下、「財団」といいます。）が環境大臣の指定を受けました。財団においては、適合証明書の申請者について、インターネットによる公表状況及び公表内容を確認し、基準に適合していれば、申請者に対してPDFデータで適合証明書が発行されます。

ただし、「産廃情報ネット-さんばいくん」を利用して、事業の透明性に係る基準に基づく公表情報を作成・公表していることが必要です。この他、財団の適合証明サービスを利用するにあたっての諸条件については、財団へお問い合わせください。

※問合せ先はP12「申請のポイント」をご確認ください。

事業の透明性の基準適合証明書の例

The image shows a sample certificate with the following content:

WMF
優良産廃処理業者認定制度
事業の透明性の基準適合証明書

1. 確認対象

- 企業名 ●●●●株式会社
- 業許可番号 12345678901
- 期間 上記業許可番号の許可日から
YYYY(令和YY)年MM月DD日まで

2. 確認結果

上記1における優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項が、産業廃棄物処理業の実施に関し優れた能力及び実績を有する者の基準に適合することを証明する。

※適用基準：廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第9条の3第2号、同規則第10条の12の2第2号、同規則第10条の4の2第2号及び同規則第10条の16の2第2号に定める基準

YYYY(令和YY)年MM月DD日
公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団
理事長 [Redacted]

見本

1. はじめに

本手引書は、優良産廃処理業者認定制度の概要と認定取得（又は認定を受けるため）に必要な手続き等（以下「申請」といいます。）について説明するものです。

申請にあたっては、本手引書と併せ「優良産廃処理業者認定制度運用マニュアル（環境省平成23年3月制定令和2年10月改訂）」（以下「環境省運用マニュアル」といいます。）を参照してください。

環境省：<https://www.env.go.jp/recycle/waste/gsc/>

優良認定取得のメリット！

優良認定を受けることにより、

- ・通常5年の許可の期間が7年に延長され許可証に優良マークが記載されます。
 - ・許可更新申請や事業範囲の変更時の許可を申請する際の書類の一部を省略できます。
 - ・産業廃棄物の排出者が優良認定事業者に産業廃棄物の処理を委託する場合、三重県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例に規定する排出者の責務に対する緩和措置（県内搬入の届出、処理業者の現地確認）があり、優良認定事業者は排出者に対しそのことをアピールできます。
 - ・「産廃情報ネット」等により排出事業者等の関係者に広く紹介されます。
- また、本県では多量排出事業者等を訪問し、優良認定業者の活用を勧めています。

優良認定を取得するために取り組むことで...

ア 遵法性について

日頃から社内教育や研修等を実施することで、社員のコンプライアンス向上を図り、重大なミスなどによる法令違反を起こさない社内体制を作ることができます。

イ 事業の透明性について

自社の情報を外部に分かりやすく公表することで、事業の透明性を高めることができます。

ウ 環境配慮への取組について

環境マネジメントシステム取得の取組を行うことで、事業に伴う環境負荷の低減を図るだけでなく、業務の見直しにより業務改善も図れます。

エ 電子マニフェストについて

電子マニフェストを利用することにより、より高い遵法性、透明性が確保されるとともに、事務処理の効率化も図られます。

オ 財務体質の健全性

財務体質を把握することで、会社の収益性・安全性・成長性の分析が可能となります。

カ その他

財政投融资における優遇や、環境配慮契約法に基づき国等が行う産業廃棄物の処理に係る契約での有利な取り扱いなどがあります。

2. 制度の目的

本制度は、通常の許可基準よりも厳しい基準（優良基準）をクリアした優良な産業廃棄物処理業者を都道府県知事・政令市長が認定し、産業廃棄物の排出事業者が遵法性や事業の透明性が高く、財務状況も安定している信頼性の高い処理業者に産業廃棄物の処理を委託しやすい環境を整備することにより、産業廃棄物の処理の適正化を図ることを目的に制定されています。

3. 優良認定取得までの流れ

優良認定取得までの流れを以下に示します。（図1）

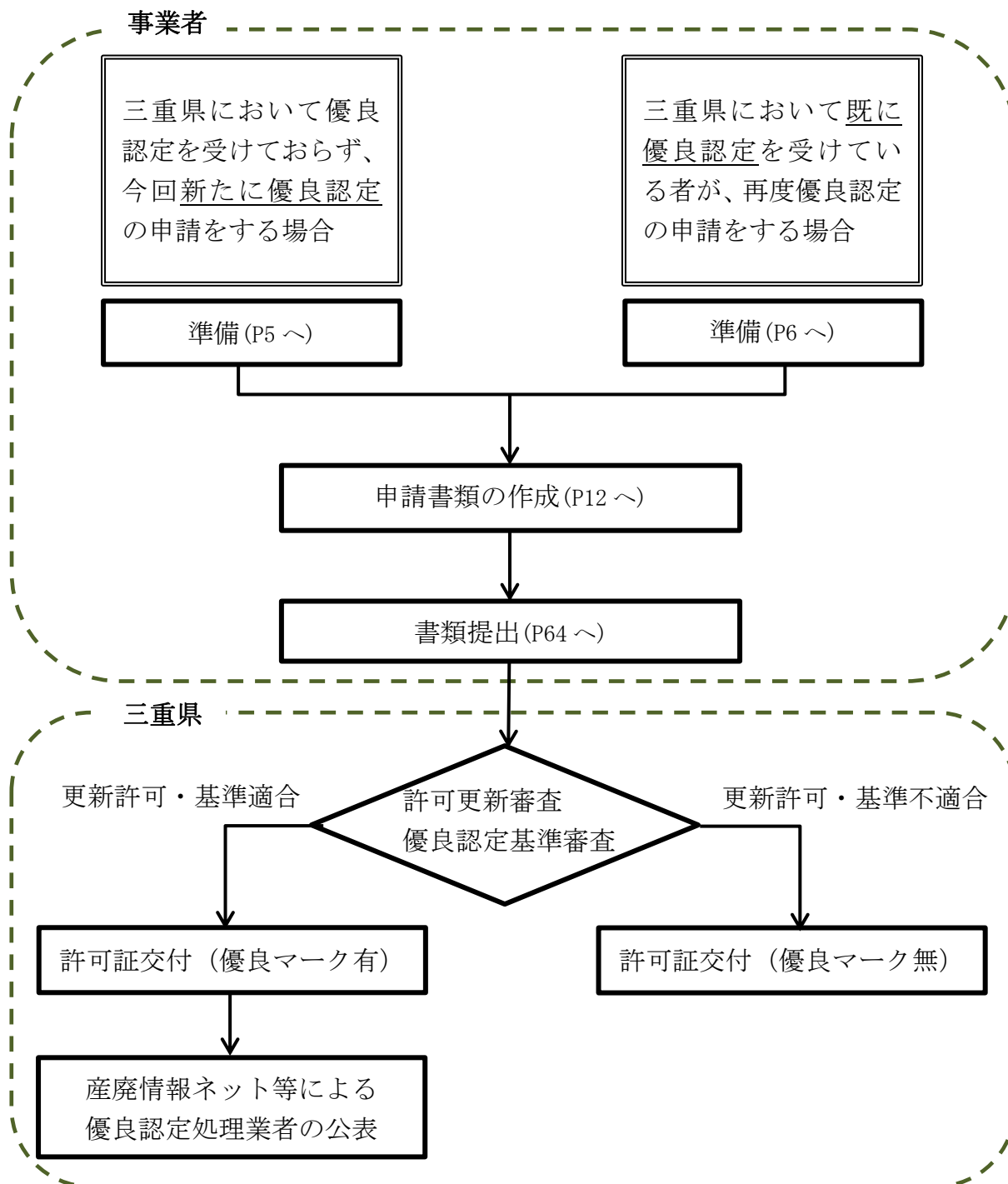


図1 優良認定取得までのフロー図

(1) 新たに優良認定の申請をする場合

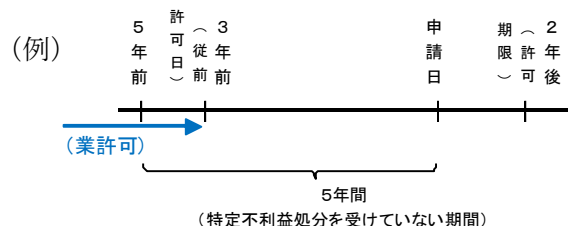
本県にて5年以上産業廃棄物処理業を営んでいる実績があり、次の基準（要件）すべてに適合していることが必要です。（図2）

優良認定の基準(要件)		準備期間							審査期間
		(従前の許可日) 3年前	申請日の 1年前	9月 申請日の 前	7月 申請日の 前	6月 申請日の 前	2月 申請日の 前	2月 申請日の 前	申請 期限 許可 日
ア 遵法性	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれかの長い期間において特定不利益処分を受けていないこと	コンプライアンスの向上（目標策定、研修実施、管理体制の強化等）							審査
イ 事業の透明性	許可内容等において、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること	公表							審査
ウ 環境配慮の取組	ISO14001又はエコアクション21又はM-EMS等の認証取得が行われていること	組織構築	評価・準備・申請				審査	相互 認証	審査
エ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステム（JWNET）に加入し、電子マニフェストが利用可能であること	申請・加入							審査
オ 財務体質の 健全性	自己資本比率、経常利益金額等（①～③のすべて） ①直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること	直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上							審査
	②「直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。」又は「前事業年度における営業利益金額等（営業利益金額＋減価償却費）が零円を超えること。」のいずれかであること	「直前3年の各事業年度のうちのいずれかが自己資本比率が10%以上」又は「前事業年度の営業利益金額が零円を超えている」							審査
	③直前3年の各事業年度における経常利益金額等（経常利益＋減価償却費）の平均値が零円を超えること	直前3年の各事業年度の経常利益金額等の平均値が零円を超える							審査
	税、保険料 ：社会保険料、労働保険料、国税、県税、市町税を滞納していないこと	各種税金・保険料の納付							審査
	維持管理積立金 ：特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積み立てが行われていること	維持管理積立金の積み立て							審査

図2 申請に必要な要件と準備期間の例

申請のポイント！

◆ 許可期限の到来を待たずに、優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことが可能です（ただし、最初の許可を受けてから5年を経過している場合に限りです）。この場合、下図のとおり、「従前の許可の有効期間を含む連続する5年間」において、特定不利益処分を受けていないことが必要となります。（P8 表1参照）なお、更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者として許可の更新を行った場合、その新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から7年間となります。



(2) 既に優良認定を受けている者が、あらためて優良認定の申請をする場合
申請に必要な要件と準備期間を以下に示します。(図3)

優良認定の基準(要件)		準備期間	審査期間
ア 遵法性	従前の産業廃棄物処理業の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれかの長い期間において特定不利益処分を受けていないこと	コンプライアンスの向上の継続	審査
イ 事業の透明性	許可内容等において、インターネットを利用する方法により公表し、かつ、所定の頻度で更新していること	公表の継続(適宜更新)	審査
ウ 環境配慮の取組	ISO14001又はエコアクション21又はM-EMS等の認証取得が行われていること	認証の継続	審査
エ 電子マニフェスト	電子マニフェストシステム(JWNET)に加入し、電子マニフェストが利用可能であること	加入の継続	審査
オ 財務体質の健全性	自己資本比率、経常利益金額等(①～③のすべて) ①直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること	直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上	審査
	②「直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること。」又は「前事業年度における営業利益金額等(営業利益金額+減価償却費)が零円を超えること。」のいずれかであること	「直前3年の各事業年度のうちのいずれかで自己資本比率が10%以上」 又は「前事業年度の営業利益金額が零円を超えている」	審査
	③直前3年の各事業年度における経常利益金額等(経常利益+減価償却費)の平均値が零円を超えること	直前3年の各事業年度の経常利益金額等の平均値が零円を超える	審査
	税、保険料 : 社会保険料、労働保険料、国税、県税、市町税を滞納していないこと	各種税金・保険料の納付	審査
	維持管理積立金 : 特定産業廃棄物最終処分場の維持管理積立金の積み立てが行われていること	維持管理積立金の積み立て	審査

図3 申請に必要な要件と準備期間の例

申請のポイント！

◆インターネットを用いた情報公表

申請に必要な準備期間中、インターネットを利用する方法による公表が、所定の頻度で更新されなかったため、優良認定の基準に不適合となった事例が見受けられるため、ご注意ください。特に1年に1回以上の公表内容の更新が必要な項目については、内容に変更がなかった場合においても所定の頻度で更新していること及びそれが日付により書類上で明らかになっている必要があるため、ご注意ください。

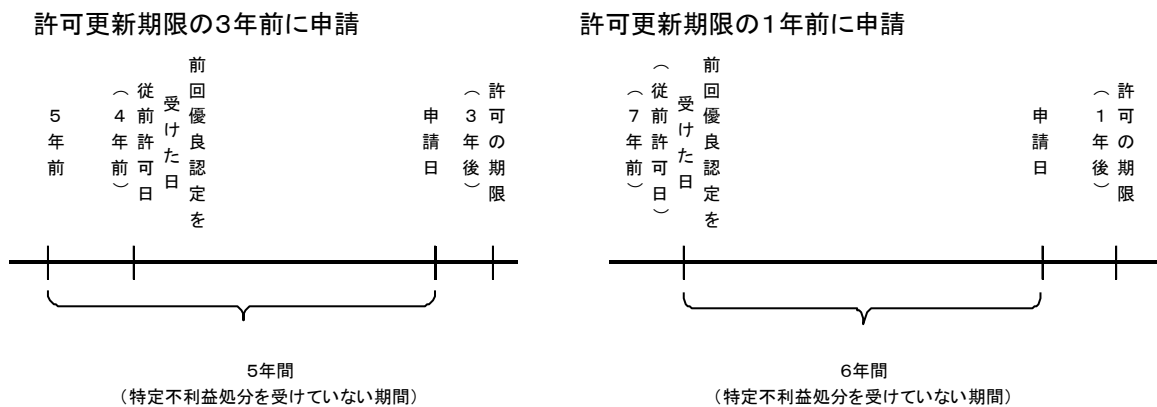
※「所定の頻度で更新していること」については、1年に1回以上更新することとされている事項を最初の情報公開日から1年以内に更新していること（2回目以降の更新については、前回の情報更新日を起算日として1年以内に更新していること）が、日付により書類上で明らかになっていなければなりません。ただし、1年を超える期間、情報の変更がないにもかかわらず、365日に1回以上の単純な更新記録を残すことまで求めるものではなく、複数項目について最終更新日をまとめて明記すること等によりそれが最新の情報であることが認識可能な状態とすることをもって足りるものとします。

◆環境配慮に関する取組

環境マネジメントシステムは、毎年、認証の更新をする必要がありますが、環境活動を行わなかった年度があると、認証の更新が受けられない場合がありますのでご注意ください。

◆すでに優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合でも、許可の期限の到来を待たずして、あらためて優良産廃処理業者として許可の更新を受けるための申請を行うことが可能です。この場合、下図のとおり、「従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間」において、特定不利益処分を受けていないことが必要となります。なお、更新期限の到来を待たずして優良産廃処理業者として許可の更新を行った場合、その新たな許可の有効期間は、更新の許可の日から7年間となります。

(例)



4. 制度の概要

本県で優良認定を受けるためには、産業廃棄物処理業の許可更新時に、認定基準として示されている次の5つの基準に適合していることについて、知事の審査を受ける必要があります。

→環境省運用マニュアルP4

ア 遵法性

従前の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間において、特定不利益処分を受けていると認定を受けることができません。(表1)(表2)

※一定期間にわたり特定不利益処分を受けていないことが必要

表1 特定不利益処分に係る「一定期間」

場合		一定期間
許可の更新期限の到来による更新	通常の特許を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間(5年)
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間(7年)
許可の更新期限の到来を待たずした更新	通常の特許を受けている者が優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間を含む連続する5年間
	既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	従前の許可の有効期間又は当該有効期間を含む連続する5年間のいずれか長い期間

表2 特定不利益処分一覧

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
①	廃棄物処理業に係る事業停止命令	第7条の3、第14条の3(第14条の6において準用する場合を含む。)
②	廃棄物処理施設に係る改善命令・使用停止命令	第9条の2、第15条の2の7
③	廃棄物処理施設の設置の許可の取消し	第9条の2の2第1項若しくは第2項、第15条の3
④	再生利用認定の取消し	第9条の8第9項(第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。)
⑤	広域的処理認定の取消し	第9条の9第10項(第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。)
⑥	無害化処理認定の取消し	第9条の10第7項(第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。)

	特定不利益処分の種類	廃棄物処理法における根拠条文
⑦	二以上の事業者による処理に係る認定の取消し	第 12 条の 7 第 10 項
⑧	廃棄物の不適正処理に係る改善命令	第 19 条の 3
⑨	廃棄物の不適正処理に係る措置命令	法第 19 条の 4 第 1 項（法第 19 条の 10 第 1 項において準用する場合を含む。）、第 19 条の 4 の 2 第 1 項、第 19 条の 5 第 1 項（法第 19 条の 10 第 2 項において準用する場合を含む。）及び第 19 条の 6 第 1 項

イ 事業の透明性

⇒環境省運用マニュアル P6

定められた公表事項を、一定期間継続してインターネットを利用する方法により公表し、かつ所定の頻度で更新していることが必要となります。（表 3）（表 4）

表 3 情報公表期間

申請方法	事前情報公表期間
新たに優良認定の申請をする場合	当該申請日前の 6 月間
既に優良認定を受けている者が、再度、優良認定の申請をする場合	前回の優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間

表 4 公表事項一覧

	公 表 事 項	更 新 頻 度	適 用	
			収集 運搬	処分
①	【法人の場合】法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については 1 年に 1 回以上）	○	○
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	変更の都度		
②	事業計画の概要	変更の都度	○	○
③	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度	○	○
④	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種別・数量等については 1 年に 1 回以上）	○	—
	処理施設に関する事項	変更の都度	—	○
⑤	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度	—	○
⑥	直前 1 年間の産業廃棄物の一連の処理の工程	1 年に 1 回以上	—	○

	公表事項	更新頻度	適用	
			収集運搬	処分
⑦	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上	○	—
	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上	—	○
⑧	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上	—	○
⑨	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上	—	○
⑩	【法人の場合】直前3事業年度の財務諸表	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	○	○
⑪	処理料金の提示方法	変更の都度	○	○
⑫	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度（人員配置については1年に1回以上）	○	○
⑬	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項	変更の都度	—	○
⑭	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度	○	○

※所定の頻度で更新していることについては、P7の申請のポイント参照。

インターネットを利用する公表には以下の方法があります。

なお、公表する方法についてはどちらか一方に統一してください。

・産廃情報ネット

公開 URL : <https://www2.sanpainet.or.jp/>

TEL : 03-4355-0160 (平日 10:00~12:00/13:00~17:00)

FAX : 03-4355-0156

E-Mail : info@sanpainet.or.jp

利用料 : 無料 (インターネット等の回線使用料は利用者負担となります)

なお、優良認定の申請書類の一つである、「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類」を作成できるサービス(履歴証明サービス)については有料となります。

・自社ホームページ

自社ホームページにより公表する場合については、公表の履歴が客観的に証明できず、不認定となるケースが多く見受けられます。情報を更新した際にはその都度、日付入りで画面を印刷するなどの対応をお願いします。

ウ 環境配慮の取組

⇒環境省運用マニュアル P49, 58

ISO14001又はエコアクション21、若しくはこれと相互認証されているM-EMS等の認証を受けていることが必要となります。(表5)

表5 認証制度一覧

	認 証 制 度	備 考
①	ISO14001	https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-iso14001.html
②	エコアクション21	https://www.env.go.jp/policy/j-hiroba/04-5.html
③	M-EMS (M-EMS以外の地域版EMSによる場合は、各認証機関にお問い合わせください。)	https://www.m-ems.org/ M-EMSは組織の規模や経営資源に応じて取り組める仕組みとした環境マネジメントシステムです。 エコアクション21との相互認証を満たすには、「エコアクション21 相互認証版規格」に適合する規格での認証を受けるとともに、(一財)持続性推進機構による相互認証確認を受ける必要があります。

エ 電子マニフェスト

⇒環境省運用マニュアル P50, 59

(公財)日本産業廃棄物処理振興センター(通称:JWNET)が運営する電子マニフェストシステムに加入し、利用可能であることが必要となります。

※加入区分は申請する種別(収集運搬および処分)のものである必要があります。

日本産業廃棄物処理振興センター：<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/>

電子マニフェストシステムの概要：

<https://www.jwnet.or.jp/jwnet/about/index.html>

オ 財務体質の健全性

⇒環境省運用マニュアル P51

以下に示す全ての基準に適合していることが必要となります。(表6)

表6 財務体質の健全性に係る基準一覧

	基 準	概 要
①	自己資本比率	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における自己資本比率が零以上であること。 申請者が法人である場合には、次のイ又はロのいずれかの基準に該当すること。 イ) 直前3年の各事業年度のうちいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること ロ) 前事業年度における営業利益金額等が零を超えること。

	基 準	概 要
②	経常利益金額等	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における経常利益金額等（経常利益＋減価償却費）の平均値が零を超えること
③	税・保険料	産業廃棄物処理業の実施に関連のある税、社会保険料及び労働保険料を滞納していないこと
④	維持管理積立金	特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること

5. 審査手数料

優良認定の審査に要する費用は無料です。（産業廃棄物処理業の許可更新にかかる申請手数料は別途必要となります。）

6. 優良認定事業者の公表

優良認定業者については、その氏名又は名称や公開情報のアドレス等を、産廃情報ネットにおいて公表しています。

優良さんぱいナビ：<https://www3.sanpainet.or.jp/>

7. 申請書類

申請書類は、表7に示す書類一式を作成のうえ、「優良認定に係る確認表」（P16）とともに提出してください。様式については、本県ホームページ内で公表しています。

<https://www.pref.mie.lg.jp/eco/cycle/11566014484.htm>

優良認定基準審査を行ううえで、表7に示す申請書類以外の書類の提出を求めることがあります。

申請のポイント！

◆ 環境大臣の指定を受けた者（※）が発行する『事業の透明性に係る基準の適合についての証明書（以下、「適合証明書」といいます。）』を提出することにより、公表情報を掲載したインターネット上のページの写し及び更新履歴を一覧に示した書類を省略することができます。—— “公表情報を掲載したインターネット上のページ”を多量に添付する必要がありません！

（※）令和2年9月23日付環境省告示第74号により、公益財団法人産業廃棄物処理振興財団（以下、「財団」といいます。）が環境大臣の指定を受けました。財団においては、適合証明書の申請者について、インターネットによる公表状況及び公表内容を確認し、基準に適合していれば、申請者に対してPDFデータで適合証明書が発行されます。ただし、「産廃情報ネット-さんぱいくん」を利用して、事業の透明性に係る基準に基づく公表情報を作成・公表していることが必要です。この他、財団の適合証明サービスを利用するにあたっての諸条件については、財団へお問い合わせください。

（お問い合わせ先）

公益財団法人 産業廃棄物処理事業振興財団

電話（代表）：03-4355-0160（産廃情報ネット・さんぱいくん専用）

Eメール：kaiji@sanpainet.or.jp

なお、適合証明によらず申請を行う場合の、「事業の透明性」に係る書類については、以下によります。

- (1) 新たに優良認定の申請をする場合
 - 申請日の6ヶ月前及び申請時における該当ホームページの写しが必要です。
- (2) 既に優良認定を受けている者が、あらためて優良認定の申請をする場合
 - ① 第三者等により更新履歴を証明することができる場合（産廃情報ネット、さんぱいくん等）
 - ・ 前回の優良認定を受けた日及び今回の申請時における該当ホームページの写し
 - ・ 更新履歴を証明できる書類
 - ② 第三者等により更新履歴を証明することができない場合（自社ホームページ）
 - ・ 前回の優良認定を受けた日及び今回の申請時における該当ホームページの写し
 - ・ 従前の産業廃棄物処理業等の許可の有効期間において、表4に示す更新頻度で更新した該当ホームページの写し
 - ・ P22に示す、更新履歴を一覧に示した書類

表7 申請書類一覧

区分	申請書類	提出区分			記入例ページ
		収集運搬	処分	適合証明書を提出する場合	
遵法性	誓約書	○	○	○	19
事業の透明性 ※1	更新履歴	△	△	—	21
	会社情報	△	△	—	24
	許可の内容	△	△	—	25
	添付様式1（業許可証の写し）	△	△	—	28
	施設及び処理の状況（収集運搬業者）	△	—	—	29
	添付様式2（運搬施設の種類及び数量、低公害車の導入状況）	△	—	—	30
	添付様式3（積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量）	△	—	—	31
添付様式4（直前3年間の産業廃棄物の受入量運搬量）	△	—	—	32	

区分	申請書類	提出区分			記入例ページ
		収集運搬	処分	適合証明書を出す場合	
事業の透明性 ※1	施設及び処理の状況（処分業者）	—	○	—	33
	添付様式5（処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要）	—	△	—	34
	添付様式6（事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図）	—	△	—	35
	添付様式7（産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程）	—	△	—	36
	添付様式8-1（直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、中間処理後産業廃棄物の処分量）	—	△	—	37
	添付様式8-2（直前3年間の産業廃棄物の中間処理後産業廃棄物の処分量）	—	△	—	38
	添付様式9-1（直前3年間の処理施設の維持管理の状況：焼却施設）	—	△	—	39
	添付様式9-2（直前3年間の処理施設の維持管理の状況：安定型最終処分場）	—	△	—	40
	添付様式9-3（直前3年間の処理施設の維持管理の状況：管理型最終処分場）	—	△	—	41
	添付様式10（直前3年間の焼却施設における熱回収量等）	—	○	—	42
	財務諸表	○	○	—	43
	添付様式11（財務諸表）	○	○	—	44
	料金	○	○	—	48
	添付様式12（料金表、料金算定式）	△	△	—	49
	社内組織体制	○	○	—	50
	添付様式13（社内組織図）	○	○	—	51
二次委託先の個社名の公表開示の可否	○	○	—	52	
事業場の公開	○	○	—	52	
環境配慮の取組	ISO14001登録証の写し	○	○	○	53
	エコアクション21認証・登録証の写し	いずれ	いずれ	いずれ	54
	地域版EMS認証を証する書類の写し（相互認証を証する書類を含む）	か一つ	か一つ	か一つ	55

区分	申請書類	提出区分			記入例ページ
		収集運搬	処分	適合証明書 を提出する 場合	
電子マニフェスト	電子マニフェスト加入証の写し	○	○	○	58
財務体質の健全性 ※2	国税（法人税及び消費税）及び地方消費税を滞納していないことを証する書類（納税証明書その3の3）（過去3年分）	○	○	○	59
	県税を滞納していないことを証する書類（納税証明書又はその写し等）（過去3年分）	○	○	○	60
	市町税を滞納していないことを証する書類（納税証明書又はその写し等）（過去3年分）	○	○	○	61
	社会保険料を滞納していないことを証する書類（納入確認書又はその写し等）（過去2年分）	○	○	○	62
	労働保険料を滞納していないことを証する書類（納入確認書又はその写し等）（過去3年分）	○	○	○	63
	維持管理積立金の積立を証する書類	該当者のみ	該当者のみ	該当者のみ	

○：必要書類 △：産廃情報ネットを使用する場合に必要な書類 —：不要書類

※1 表中の△については、産廃情報ネットの添付ファイル貼り付け機能を用いて公表事項を公表している場合に提出が必要となります。また、事業の透明性にかかるものについては、本手引書では産廃情報ネットを使用した場合の記入例を示しています。

自社ホームページにより公表する場合には、表4 公表事項一覧に該当するホームページの写しを提出してください。

※2 本県内に事業所がない場合は、県税、市町税、社会保険料、労働保険料の納税証明書の写し等の提出は不要ですので、その旨を申し立てる申立書を提出してください。

優良認定に係る確認表

県所属	
審査担当者	
認定年月日	令和 年 月 日
基準の適合	適 ・ 否

申請者氏名(名称)		申請年月日	令和 年 月 日
申請者住所(所在地)		許可番号	
公開情報のアドレス			

区分	項目	NO.	優良基準の概要	提出区分			更新頻度	申請者記入欄		適否
				収集運搬	処分	適合証明書有		更新頻度チェック	基準チェック	
違法性	-	-	従前の許可の有効期間において、特定不利益処分を受けていないこと	○	○	○				(処分情報システム) 適・否
事業の透明性	インターネット上での情報の公開	-	定められた期間(※1)、以下に示す項目をインターネットを利用する方法で公表し、所定の頻度で更新していること	○	○		(下欄のとおり)			適・否
	【法人の場合】法人に関する基礎情報	1	(1)名称(変更に係る履歴を含む)	○	○		変更の都度	□	□	適・否
		2	(2)事務所又は事業場の所在地							
		3	(3)設立年月日							
		4	(4)資本金又は出資金(変更に係る履歴を含む)							
		5	(5)代表者、役員及び令第6条の10に規定する使用人の氏名及び就任年月日							
		6	(6)事業の内容(変更に係る履歴を含む)							
	【個人の場合】個人に関する基礎情報	7	(1)氏名	○	○		変更の都度	□	□	適・否
		8	(2)住所							
		9	(3)事業の内容(変更に係る履歴を含む)							
	事業計画の概要(収集運搬の場合)	10	(1)事業の全体計画	○			変更の都度	□	□	適・否
		11	(2)収集運搬する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び運搬量等							
		12	(3)収集運搬業務の具体的な計画							
		13	(4)環境保全措置の概要							
	事業計画の概要(処分量の場合)	14	(1)事業の全体計画	○	○		変更の都度	□	□	適・否
		15	(2)処分する産業廃棄物(特別管理産業廃棄物)の種類及び処分量等							
		16	(3)処分業務の具体的な計画							
		17	(4)環境保全措置の概要							
	申請者が受けている産業廃棄物処理業の許可証の写し	18	(1)総括表(許可を多数受けている場合)	○	○		変更の都度	□	□	適・否
		19	(2)許可証の写し(他の申請区分の許可に係るものを含む)							
	運搬施設に関する事項	20	(1)運搬施設の種類及び数量	○			1年に1回以上	□	□	適・否
		21	(2)運搬車に係る低公害車の導入の状況 1)産業廃棄物収集運搬車の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況 2)産業廃棄物収集運搬車の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況							
		22	(3)積替え又は保管を行う場合は、積替え保管の場所ごとの所在地、面積、積替え保管を行う産業廃棄物の種類(石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む)及び積替えのための保管上限							
	処理施設に関する事項(設置許可を要しないものを含む)	23	(1)設置場所	○			変更の都度	□	□	適・否
		24	(2)設置年月日							
		25	(3)当該施設の種類							
		26	(4)当該施設において処理する産業廃棄物の種類石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む							
		27	(5)処理能力(当該施設が最終処分場である場合にあっては、埋立地の面積及び埋立容量)							
		28	(6)処理方式							
		29	(7)構造及び設備の概要							
		30	(8)産業廃棄物処理施設の設置許可証の写し							
	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	31	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	○			変更の都度	□	□	適・否
	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の行程	32	直前1年間(情報を公表開始又は更新する日の属する月の前々月までの1年間をいう)において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理の行程 (1)当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2)当該産業廃棄物の処分方法ごとの処分量 (3)情報公表日の属する月の前々月の末日における当該産業廃棄物の保管量 (4)当該産業廃棄物の処分(埋立処分及び海洋投入処分を除く)後の産業廃棄物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該産業廃棄物の処分方法 (5)当該産業廃棄物を再生することにより得た物の持出先ごとの持出量及び当該持出先における当該物の利用方法	○			1年に1回以上	□	□	適・否

事業の 透明性	直前3年間の産業廃棄物の 受入量・運搬量等	33	直前3年間（情報を公表開始又は更新する日の属する月の前々月までの3年間をいう）の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項 (1) 産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 産業廃棄物の種類ごと及び運搬方法ごとの運搬量	○			1年に1回以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
	直前3年間の産業廃棄物の 受入量・処分量・中間 処理後産業廃棄物の処分量	34	直前3年間の各月において事業者から引渡しを受けた産業廃棄物に関する次に掲げる事項（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、当該石綿含有産業廃棄物に係るこれらの事項を含む） (1) 当該産業廃棄物の種類ごとの受入量 (2) 当該産業廃棄物の種類ごと及び処分方法ごとの処分量 (3) 当該産業廃棄物の処分（埋立処分及び海洋投入処分を除く）後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量		○		1年に1回以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
	直前3年間の産業廃棄物 処理施設の維持管理状況	35	直前3年間の事業の用に供する産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報（表7参照）		○		1年に1回以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
	直前3年間の産業廃棄物の 焼却施設における熱回 収実績	36	直前3年間の各月における事業の用に供する産業廃棄物の焼却施設ごとの次に掲げる事項 (1) 熱回収により得られた熱量 (2) 電気の量（熱の全部または一部を電気に変換した場合） (3) 熱回収された産業廃棄物の量		○	○ (焼却施設のみ)	1年に1回以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
	【法人の場合】直前3事 業年度の財務諸表	37	申請者が法人である場合には、直前3年の各事業年度における貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表	○	○		少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
	処理料金の提示方法	38	(1) 料金表・料金算定式	○	○		変更の都度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
		39	(2) 個別見積り等の料金提示方法	○	○		変更の都度 1年に1回以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
	業務を所掌する組織・人 員配置	40	(1) 組織	○	○		変更の都度 1年に1回以上	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
		41	(2) 人員配置	○	○		変更の都度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
		42	開示の可否		○		変更の都度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
	43	(1) 事業場の公開の有無・公開頻度	○	○		変更の都度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否		
	44	(2) 公開頻度【公開している場合】	○	○		変更の都度	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否		
環境配慮 の取組	環境マネジメントシステムによる認証取得	-	ISO14001規格又は環境省のエコアクション21ガイドライン又はこれと相互認証された規格等の認証制度による認証を受けていること	○	○	○		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
電子マニ フェスト	電子マニフェストへの対応	-	（公財）日本産業廃棄物処理振興センターが運営する電子マニフェストシステムに、優良認定を受けようとする許可区分（収集運搬業者又は処分業者）で加入しており、利用可能であること	○	○	○		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
財務体質 の健全性	自己資本比率に係る基準	-	申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度のうちのいずれかの事業年度における自己資本比率が10%以上であること （自己資本比率とは、貸借対照表上の純資産の額を、当該額と負債の額の合計額で除して得た値をいう）	○	○	○		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
	経常利益金額等に係る基準	-	申請者が法人である場合、直前3年の各事業年度における経常利益金額等の平均値がゼロを超えること （経常利益金額等とは、損益計算書上の経常利益金額に減価償却費の額を加えて得た額をいう）	○	○	○		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	
	証 税 す ・ 保 書 険 料 の 納 付 を	国税（法人税及び消費税）及び地方消費税を滞納していない	-	納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度で未納が無いこと					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否
		県税を滞納していない	-	納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度で未納が無いこと					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否
		市町村税を滞納していない	-	納税証明を請求する日の3年前の日の属する会計年度以降の会計年度で未納が無いこと	○	○	○		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否
		社会保険料を滞納していない	-	過去2年間で未納が無いこと					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否
		労働保険料を滞納していない	-	過去3年間で未納が無いこと					<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否
維持管理積立金の納付に係る基準	-	特定産業廃棄物最終処分場について積み立てるべき維持管理積立金の積立てをしていること	該 当 者 の み	該 当 者 の み	該 当 者 の み			<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	適・否	

※1 新たに優良認定の申請をする場合：産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間
優良認定を受けている者が優良認定の申請をする場合：優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間

表8 産業廃棄物処理施設の維持管理状況対象施設及び公表事項

	対象施設	公表事項の概要	施行規則 該当箇所 第12条の7の2	申請者記入欄	
				更新頻度 チェック	基準 チェック
①	焼却施設 (②、③を除く。)	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第1号ハ 第1号ニ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
②	ガス化改質方式の焼却施設	・冷却設備及び排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・改質ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び硫化水素並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第2号ハ 第2号ニ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
③	電気炉等を用いた焼却施設	・排ガス処理設備等にたい積したばいじんの除去記録 ・排ガス中の硫黄酸化物、ばいじん、塩化水素及び窒素酸化物並びにダイオキシン類の濃度の測定記録	第3号ハ 第3号ニ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
④	廃水銀等の硫化施設	・処分した廃水銀等の各月ごとの数量	第3号の2	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑤	廃石綿等熔融施設	・排気口・排気筒から排出される排ガス及び集じん器の出口における排ガス中の石綿の濃度の測定記録 ・熔融処理生成物の基準適合確認のための試験記録 ・排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去記録 ・集じん器にたい積した粉じんの除去記録	第4号ハ 第4号ニ 第4号ホ 第4号ヘ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑥	PCB処理施設	・放流水中のPCB含有量、ノルマルヘキサン抽出物質含有量及び水素イオン濃度の測定記録 ・PCB分離回収後に生ずる回収液の量の測定記録 ・排出した回収液の量及び当該回収液中のPCB含有量の測定記録 ・除去設備内にたい積した粒子状の物質等の除去記録 ・生成ガス中の粒子状の物質、塩化水素及びダイオキシン類の濃度の測定記録	第5号ハ 第5号ニ 第5号ホ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑦	遮断型最終処分場	・地下水の水質検査記録 ・地下水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・残余容量の測定結果 ・仕切設備の点検記録 ・覆いの点検記録	第6号ロ 第6号ハ 第6号ニ 第6号ホ 第6号ヘ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑧	安定型最終処分場	・擁壁等の点検記録 ・残余容量の測定結果 ・展開検査記録 ・地下水又は浸透水の水質検査記録 ・地下水又は浸透水の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録	第7号ロ 第7号ハ 第7号ニ 第7号ホ 第7号ヘ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
⑨	管理型最終処分場	・擁壁等の点検記録 ・遮水工の点検記録 ・地下水等又は放流水の水質検査記録 ・地下水等の水質悪化が認められた場合に講じた措置の記録 ・調整池の点検記録 ・浸出液処理設備の点検記録 ・防凍のための措置の点検記録 ・残余容量の測定結果	第8号ロ 第8号ハ 第8号ニ 第8号ホ 第8号ヘ 第8号ト 第8号チ 第8号リ	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>

ア 遵法性
誓約書

(別紙様式)

特定不利益処分を受けていないことの誓約書

三重県知事 あて

申請日の日付の前日を記入してください。(期間はP.7参照)

年 月 日から 年 月 日までの間、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第9条の3第1号に規定する特定不利益処分を受けていないことを誓約します。

令和 ●年 ●月 ●日

住 所 ●県●市●●XX-XX

氏 名 株式会社●●

(法人にあつては名称及び代表者の氏名)

申請日と合せてください。

【特定不利益処分】

- ① 廃棄物処理業に係る事業停止命令(法第7条の3及び第14条の3(法第14条の6において準用する場合を含む。))
- ② 廃棄物処理施設に係る改善・使用停止命令(法第9条の2及び第15条の2の7)
- ③ 廃棄物処理施設の設置の許可の取消し(法第9条の2の2第1項若しくは第2項及び第15条の3)
- ④ 再生利用認定の取消し(法第9条の8第9項(法第15条の4の2第3項において準用する場合を含む。))
- ⑤ 広域認定の取消し(法第9条の9第10項(法第15条の4の3第3項において準用する場合を含む。))
- ⑥ 無害化認定の取消し(法第9条の10第7項(法第15条の4の4第3項において準用する場合を含む。))
- ⑦ 二以上の事業者による処理に係る認定の取消し(法第12条の7第10項)
- ⑧ 廃棄物の不適正処理に係る改善命令(法第19条の3)
- ⑨ 廃棄物の不適正処理に係る措置命令(法第19条の4第1項(法第19条の10第1項において準用する場合を含む。)、第19条の4の2第1項、第19条の5第1項(法第19条の10第2項において準用する場合を含む。))及び第19条の6第1項)

イ 事業の透明性

公表している情報に関するホームページの写し

情報の公表は、「インターネットを利用する方法」により行うこととされており、「産廃情報ネット」を利用する方法や、産業廃棄物処理業者自らが開設したホームページを利用する方法が想定されます。

「産廃情報ネット」は、産業廃棄物処理業者が制度に基づく情報の作成・公表を無料で行うことができるウェブサイトであり、(公財) 産業廃棄物処理事業振興財団が運営しています。

また、優良認定の申請書類の一つである、「事業の透明性に係る基準に適合することを証する書類」を作成できる有料サービスも設けられています（履歴証明サービス）。

本手引書では、「産廃情報ネット」を利用した公表例を示します。

なお、「産廃情報ネット」の利用方法については、以下、産廃情報ネットに掲載されている操作マニュアル集を参照してください。

産廃情報ネットホームページ

<https://www.sanpainet.or.jp/service104.php?id=15>

なお、環境大臣の指定を受けた者が発行する適合証明書を提出することにより、公表情報を掲載したインターネット上のページの写し及び更新履歴を一覧に示した書類を省略することができます。(P12 参照)

(ア) 公表状況の更新履歴について

(a) 産廃情報ネットの履歴証明サービスを使用する場合

産廃情報ネットの履歴証明サービスにより作成された書類の例を示します。

産廃情報ネット
 優良産廃処理業者認定制度に係る公表事項
 公表期間が平成23年4月4日以降のものは、このタイトルです。
 処理業者名 サンプル株式会社
 業者番号 999999
 この年月日は、処理業者が自己申告で手書きで記入します。
 すべての公表事項を公表した年月日 情報公表URL http://www2.sampai.net.or.jp/zyohou/index_u2.php?userID=70197

No	項目名称	更新の求める更新年度		情報更新日
		平成23年4月1日	平成23年4月8日	
1)	住所(法人の場合は事務所・事業場の所在地)	○	○	
2)	代表者氏名(法人の場合)	○	○	
3)	役員等の氏名、新任年月日(法人の場合)	○	○	
4)	設立年月日(法人の場合)	○	○	
5)	資本金・出資金の額(法人の場合)	○	○	
6)	事業の内容	○	○	
7)	事業上の概要	○	○	
8)	業務上の守り	○	○	
9)	運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況(文字表記)	○	○	
10)	運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況(文字表記)	○	○	
11)	積卸設備施設ごとの所在地、面積、保管容量(文字表記)	○	○	
12)	積卸設備施設ごとの所在地、面積、保管容量(文字表記)	○	○	
13)	前年までの産廃処理物の受入量、運搬量(文字表記)	○	○	
14)	前年までの産廃処理物の受入量、運搬量(文字表記)	○	○	
15)	処理施設の種類、数量、低公害車の導入状況(文字表記)	○	○	
16)	処理施設の種類、数量、低公害車の導入状況(文字表記)	○	○	
17)	処理施設の種類、数量、低公害車の導入状況(文字表記)	○	○	
18)	事業場ごとの産廃処理物の処理工程別の処理の行概(文字表記)	○	○	
19)	産廃処理物の最終処分終了までの一連の処理の行概(文字表記)	○	○	
20)	産廃処理物の最終処分終了までの一連の処理の行概(文字表記)	○	○	
21)	前年3年間の産廃処理物の受入量、処分量、残量(文字表記)	○	○	
22)	前年3年間の産廃処理物の受入量、処分量、残量(文字表記)	○	○	
23)	前年3年間の産廃処理物の受入量、処分量、残量(文字表記)	○	○	
24)	前年3年間の処理施設の維持管理の状況(文字表記)	○	○	
25)	前年3年間の取回率等	○	○	
26)	前年財務諸表	○	○	
27)	前々年財務諸表	○	○	
28)	前々々年財務諸表	○	○	
29)	料金の提示方法	○	○	
30)	料金算定式(文字表記)	○	○	
31)	料金算定式(文字表記)	○	○	
32)	社内統制体制	○	○	
33)	社内統制体制	○	○	
34)	事業場の公開の有無、頻度	○	○	
35)	自由記載(任意)	○	○	
36)	自由記載(任意)	○	○	

更新履歴の一覧の記号について(「○」:情報更新あり、空白:変更なし、「-」:未入力)

印刷日:2011年4月13日

印刷日は、この証明を産廃情報ネットからダウンロードした日付です。

(b) 産廃情報ネットの履歴証明サービスを使用しない場合

公表事項の更新履歴を証する書類として、以下を参考に作成してください。

【事業の透明性に係る基準】

- 申請者名： _____
- 情報公開期間：令和 年 月 日から令和 年 月 日まで
- URL <https://> _____

項番	公表事項	更新頻度	更新年月日	更新事項	備考
1	法人に関する基礎情報	変更の都度（代表者等の氏名等については1年に1回以上）			
	個人に関する基礎情報	変更の都度			
2	事業計画の概要	変更の都度			
3	（特別管理）産業廃棄物処理業の許可証の写し	変更の都度			
4	運搬施設に関する事項	変更の都度（運搬施設の種類・数量等については1年に1回以上）			
	処理施設に関する事項	変更の都度			
5	事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	変更の都度			
6	直前1年間の産業廃棄物の一連の処理の工程	1年に1回以上			

項番	公表事項	更新頻度	更新年月日	更新事項	備考
7	直前3年間の産業廃棄物の受入量・運搬量	1年に1回以上			
	直前3年間の産業廃棄物の受入量・処分量・中間処理後産業廃棄物の処分量	1年に1回以上			
8	直前3年間の産業廃棄物処理施設の維持管理状況	1年に1回以上			
9	直前3年間の産業廃棄物の焼却施設における熱回収実績	1年に1回以上			
10	直前3事業年度の財務諸表(法人のみ)	少なくとも定時株主総会で承認を受け、又は報告された都度			
11	処理料金の提示方法	変更の都度			
12	業務を所掌する組織・人員配置	変更の都度(人員配置については1年に1回以上)			
13	処分後の産業廃棄物の持出先の開示の可否に関する事項	変更の都度			
14	事業場の公開の有無・公開頻度	変更の都度			

※情報の公開期間

新たに優良認定の申請をする場合：産業廃棄物処理業の許可の更新の申請日前6月間

優良認定を受けているものが優良認定の申請をする場合：優良認定業者としての許可を受けた日から当該申請の日までの間

(イ) 公表状況の記載例について

(a) 会社情報

記入項目	記入内容	
氏名または名称	株式会社〇〇	<p>氏名又は名称については、変更履歴を含めて公表が必要です。</p> <p>…確認表1 【変更の都度更新】 確認表7 【変更の都度更新】</p>
業者番号	123456	
住所（法人の場合は事務所・事業場の所在地）	〒〇〇〇-〇〇〇〇 〇〇県〇〇市〇〇	<p>…確認表2 【変更の都度更新】 …確認表8 【変更の都度更新】</p>
代表者氏名（法人の場合）	〇〇 〇〇（〇〇年〇〇月〇〇日現在）	…確認表5 【1年に1回以上更新】
役員等の氏名、就任年月日（法人の場合）	代表取締役 〇〇 〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日就任） 専務取締役 〇〇 〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日就任） 常務取締役 〇〇 〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日就任） 取締役 〇〇 〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日就任） 取締役 〇〇 〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日就任） 〇〇支店長 〇〇 〇〇（平成〇〇年〇〇月〇〇日就任） （平成〇〇年〇〇月〇〇日現在）	<p>確認表5 【1年に1回以上更新】</p> <p>役員とは、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役員又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を指します。</p>
設立年月日	昭和〇〇年〇〇月〇〇日	<p>資本金・出資金については、変更履歴を含めて公表が必要です。</p> <p>…確認表3 【変更の都度更新】</p>
資本金・出資金	〇〇〇〇万円	…確認表4 【変更の都度更新】
事業の内容	昭和〇〇年〇〇月 資本金〇〇万円で株式会社〇〇を設立 昭和〇〇年〇〇月 三重県知事より〇〇業許可を受け業務開始 昭和〇〇年〇〇月 〇〇県産業廃棄物収集運搬業 許可取得 平成〇〇年〇〇月 〇〇	<p>確認表6 【変更の都度更新】 確認表9 【変更の都度更新】</p> <p>事業の内容等には、他の都道府県及び政令市で産業廃棄物処理業又は特別管理産業廃棄物処理業の許可を受けて営んでいる事業に関するものや、他の許可区分の事業に関するものも含まれます。 事業の内容については、変更履歴を含めて公表が必要です。</p>

<https://www.....>

URL等インターネット上での公表を証する情報が表示されている必要があります。

(b) 許可の内容 (収集運搬業)

記入項目	記入内容																
事業計画の概要	<p>(1) 事業の全体計画</p> <p>① 事業の概要</p> <p>～～産業廃棄物収集運搬業の場合～～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に、三重県内の建設現場から出る建設系廃棄物を収集し中間処分場へ運搬する。 ・主に、〇〇工場から出る汚泥を収集し、最終処分場へ運搬する。 <p>～～特別管理産業廃棄物収集運搬業の場合～～</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主に、〇〇工場から出る特定有害汚泥、特定有害廃油を収集し、中間処理場へ運搬する。 ・主に、〇〇病院から出る感染性廃棄物を収集し中間処理場へ運搬する。 ・主に、三重県内の建設現場から出る廃石綿等を収集し最終処分場へ運搬する。 <p>② 営業範囲</p> <ul style="list-style-type: none"> ・三重県、愛知県、岐阜県の東海地域 ・三重県と近畿地方 	<p>確認表10 【変更の都度更新】</p>															
	<p>(2) 収集運搬する産業廃棄物 (特別管理産業廃棄物) の種類及び運搬量等</p> <table border="1" data-bbox="494 958 885 1211"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>性状</th> <th>運搬量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>汚泥</td> <td>液状</td> <td>〇m3/月</td> </tr> <tr> <td>木くず</td> <td>固型</td> <td>〇t/月</td> </tr> <tr> <td>がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)</td> <td>固型</td> <td>〇t/月</td> </tr> <tr> <td>がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)</td> <td>固型</td> <td>〇t/月</td> </tr> </tbody> </table>	種類	性状	運搬量	汚泥	液状	〇m3/月	木くず	固型	〇t/月	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	固型	〇t/月	がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	固型	〇t/月	<p>確認表11 【変更の都度更新】</p>
	種類	性状	運搬量														
	汚泥	液状	〇m3/月														
木くず	固型	〇t/月															
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)	固型	〇t/月															
がれき類 (石綿含有産業廃棄物を除く)	固型	〇t/月															
<p>(3) 収集運搬業務の具体的な計画</p> <p>① 汚泥</p> <ul style="list-style-type: none"> ・タンク車で運搬 タンク車1台 ・ドラム缶に入れてバンで運搬 バン2台 <p>② 廃プラスチック類、ガラスくず等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレコンバッグに入れて運搬 キャブオーバー2台 <p>③ がれき類 (石綿含有産業廃棄物を含む)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・フレコンバッグに入れて運搬 キャブオーバー2台 <p>1) 収集運搬作業を行う時間 9時～17時(休憩 1時間)</p> <p>2) 休業日 日曜、祝祭日、年末年始(12月28日～1月3日)</p>	<p>確認表12 【変更の都度更新】</p>																
<p>(4) 環境保全措置の概要</p> <p>1) 運搬に際し講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・液状物はドラム缶に入れ、密閉して運搬する。 ・飛散防止のため荷台にはシートがけを行う。 ・石綿含有産業廃棄物は他の廃棄物と混ざらないようにフレコンバッグに入れて運搬する。 <p>2) 積替え又は保管施設において講ずる措置</p> <ul style="list-style-type: none"> ・積替え・保管は行わない。 	<p>確認表13 【変更の都度更新】</p>																
業許可証の写し	添付様式1	…確認表18, 19 【変更の都度更新】															

添付様式のファイルの形式は「GIF、JPEG、PNG、PDF」となります。

(c) 許可の内容 (処分業)

記入項目	記入内容										
	(1)事業の全体計画 ・建設現場で発生するがれき類（石綿含有産業廃棄物を除く）を当社リサイクルセンターで受入を行う際、目視等で不純物が混入されていないことを確認し、破碎処分を行う。破碎したがれき類は、再生骨材として、また鉄類は鉄くずとして売却する。がれき類は（石綿含有産業廃棄物を含む）は、当社処分場で直接、埋立処分を行う。	確認表14 【変更の都度更新】									
	(2)処分する産業廃棄物（特別管理産業廃棄物）の種類及び処分量等 <table border="1" data-bbox="464 555 930 723"> <thead> <tr> <th>種類</th> <th>性状</th> <th>処分量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）</td> <td>固型</td> <td>〇〇t/月</td> </tr> <tr> <td>がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）</td> <td>固型</td> <td>〇〇t/月</td> </tr> </tbody> </table>	種類	性状	処分量	がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	固型	〇〇t/月	がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）	固型	〇〇t/月	確認表15 【変更の都度更新】
	種類	性状	処分量								
	がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く。）	固型	〇〇t/月								
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）	固型	〇〇t/月									
(3)処分業務の具体的な計画 1)処理工程図 別添「産業廃棄物の一連の処理の行程」とおり 2)処分業務を行う時間 8:30～17:30（12:00～13:00は休憩） 3)休業日 土曜日、日曜日、祝休日 お盆（8月〇日から〇日）、年末年始（12月〇日から1月〇日） 定期検査期間中（定期検査は、原則として毎月1回土曜日に行う。） 4)組織 別添「社内組織体制」とおり 5)従業員数 別添「社内組織体制」とおり	確認表16 【変更の都度更新】										
(4)環境保全措置の概要 1)中間処理施設において講ずる措置 ・動力は電気を使用するため、排ガスは発生しない。 ・散水は、粉じん飛散防止のための最小限のものであり、雨水以外の排水はない。 ・施設は建屋内に設置し、粉じん及び騒音の防止を図る。 ・振動については、基礎を強固にすると共に、防振装置を設置する。 ・腐敗性有機物の付着したものは取り扱わないため、悪臭の発生はない。 ・洗車場を設置し、運行車両のタイヤ付着物を洗浄する。 2)保管施設において講ずる措置 ・保管する廃棄物：がれき類（石綿含有産業廃棄物を除く） ・保管方法：床面コンクリート（厚さ〇〇cm）、屋外にてバラ積み保管する。 ・保管能力等：面積〇〇m ² 、保管量〇〇m ³ 、積み上げ高さ〇m 3)最終処分場において講ずる措置 ・石綿の飛散防止のため、埋立後、速やかなるの覆土を行う。	確認表17 【変更の都度更新】										
業許可証の写し	添付様式1	…確認表18,19 【変更の都度更新】									

産業廃棄物の種類ごとに保管方法及び保管能力等（根拠となる図面等から導き出された数字）を記載してください。

URL等インターネット上での公表を証する情報が表示されている必要があります。

添付様式のファイルの形式は「GIF、JPEG、PNG、PDF」となります。

<https://www.....>

(添付様式1)

①総括表

許可を多数受けている場合は、排出事業者等の関係者による情報参照の利便性に配慮し、総括表をあわせて公表してください。

更新日が判断できるようにページ内への表示が必要です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日更新

総括表

NO	産業廃棄物収集運搬業			許可品目								頁	
	都道府県・政令市	許可番号	許可年月日及び有効期限	燃えがら	汚泥	廃油	廃アルカリ	廃プラ	紙くず	木くず	金属くず		繊維くず
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													
	産業廃棄物処分業			許可品目									
1													
2													
3													
4													
5													
6													
7													
8													
9													
10													


②許可証の写し

許可番号 第 02400999999 号

産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 三重県津市広明町〇〇番地
氏名 株式会社〇〇〇〇
代表取締役 三重 〇〇

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

三重県知事 一見 勝之 

許可の年月日 令和 5年 8月28日
許可の有効年月日 令和10年 8月27日

有効期限の切れた許可証が公表されていると
いったことがないように留意してください。

1. 事業の範囲
(積替え・保管を除く。)
取り扱う産業廃棄物の種類
廃プラスチック類(石綿含有産業廃棄物を含む。)、金属くず、
ガラスくず等(石綿含有産業廃棄物を含む。)
(上記品目は、水銀使用製品産業廃棄物を含む。)
紙くず、木くず、繊維くず、がれき類(石綿含有産業廃棄物を除く。) 以上7種類
※ガラスくず等とは、「ガラスくず、コンクリートくず(工作物の新築、改築、又は除去
に伴って生じたものを除く。)及び陶磁器くず」をいう。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又
は保管を行う産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ(積
替え又は保管を行う場合に限り。)
該当なし

3. 許可の条件
なし

4. 許可の更新又は変更の状況
平成30年 8月28日 新規許可

5. 積替え許可の有無 無
市名 ー 許可番号 ー

6. 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 有

NO COPY
再複写無効

許可証の写しの掲載に当たっては、悪
用防止のための表示を入れる等の対応
を行ってください。

(d) 施設及び処理の状況（収集運搬業）

記入項目	記入内容	
運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況（文字表記）	(1) 運搬施設の種類及び数量（平成〇〇年〇〇月〇〇日現在） 車両形式 積載量（トン） 積載可能寸法 台数 4t ダンプ 4 5790×2200×2500 4	確認表 20 【1年に1回以上更新】
	(2) 運搬車にかかる低公害車の導入状況 （平成〇〇年〇〇月〇〇日現在） 1) 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガスの導入状況 運搬車の排ガスレベル 台数（割合） 全保有台数 68（100%） 平成12年基準低排出ガス車 良☆ 2（2.9%） 平成12年基準低排出ガス車 優☆☆ 4（5.9%） 2) 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況 運搬車の燃費低減レベル 台数（割合） 全運保有台数 68（100%） 平成17年度燃費基準達成車 ①- 0（0.0%） ②10%低減レベル 0（0.0%） 平成22年度燃費基準達成車 ③	確認表 21 【1年に1回以上更新】
運搬施設の種類、数量、低公害車の導入状況（画像添付）	添付様式 2	確認表 20~21 【1年に1回以上更新】
積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量（文字表記）	1 木くず、廃プラスチック類の破砕施設 所在地：〇〇県〇〇市 XX-XX 面積：1,000m ² 積替え保管を行う産業廃棄物の種類 : 木くず、廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を除く） 積替えのための保管上限：250t（1日排出量 50 t の7倍以内） 2 ▲▲▲▲	確認表 22 【変更の都度更新】
積替保管施設ごとの所在地、面積、保管する産業廃棄物の種類、保管上限量（画像添付）	添付様式 3 産業廃棄物収集運搬業又は特別管理産業廃棄物収集運搬業の許可の許可証に、具体的な数値が記載されているので、これを転記してください。 石綿含有産業廃棄物が含まれる場合には、その旨も記載してください。	確認表 22 【変更の都度更新】
直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（文字表記）	下記添付ファイルを参照	確認表 33 【1年に1回以上更新】
直前3年間の産業廃棄物の受入量、運搬量（画像添付）	添付様式 4	確認表 33 【1年に1回以上更新】

添付様式のファイルの形式は「GIF、JPEG、PNG、PDF」となります。

<https://www.....>

URL等インターネット上での公表を証する情報が表示されている必要があります。

(添付様式2)

更新日が判断できるよう表記が必要です。

運搬施設の種類及び数量
 <運搬車>

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

	車両形式	積載量	積載可能寸法 (全長×幅×高さ)	保有台数
1				
2				
3				
4				
5				
6				

産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低公害車の導入の状況

1. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低排出ガス車の導入状況

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

運搬車の排ガスレベル	台数(割合) R〇. 〇. 〇時点	【参考】台数(割合) R〇. 〇. 〇時点
全保有台数		
① 平成12年基準低排出ガス車 良☆		
② 平成12年基準低排出ガス車 優☆☆		
③ 平成12年基準低排出ガス車 超☆☆☆		
④ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆		
⑤ 平成12年基準超低PM排出ディーゼル車 ☆☆☆☆		
⑥ 平成17年規制適合車		
⑦ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆		
⑧ 平成17年基準低排出ガス車 ☆☆☆☆		
⑨ 平成17年基準低排出ガス重量車 ☆		
⑩ 平成17年基準低排出ガス重量車 ★		
【低排出ガス車の導入目標】		

2. 産業廃棄物収集運搬業の用に供する運搬車に係る低燃費車の導入状況

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

運搬車の燃費低減レベル	台数(割合) R〇. 〇. 〇時点	【参考】台数(割合) R〇. 〇. 〇時点
全保有台数		
平成17年度燃費基準達成車	①-	
	②10%低減レベル	
平成22年度燃費基準達成車	③-	
	④5%低減レベル	
	⑤10%低減レベル	
	⑥15%低減レベル	
	⑦25%低減レベル	
平成27年度燃費基準達成車	⑧-	
【低燃費車の導入目標】		

(添付様式3)

更新日が判断できるよう表記が必要です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日現在

<積替保管施設>

	所在地	面積	積替え保管を行う産業廃棄物の種類	積替えのための保管上限	備考 (設備の概要等)
1	〇〇県〇〇市XX-XX	1,000M2	建設系廃棄物(木くず、廃プラスチック等)	350t(1日排出量50tの7倍以内)	スケール×1基、積替重機×2台、クレーン×1基、洗車設備
2	△△県△△市Y-Y	500m2	廃プラスチック	200t	
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18					
19					
20					

許可の内容を正確に記載してください。

(添付様式 4)

(例) 産業廃棄物の受入量・運搬量

運搬方法：運搬車、運搬船、鉄道等に分類されます。

産業廃棄物種類	運搬方法	処理実績 (令和元年12月～令和2年11月)											
		R1/12	R2/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
木くず	受入量												
	運搬量	運搬車											
廃プラスチック類	受入量												
	運搬量	運搬車											
紙くず	受入量												
	運搬量	運搬車											
がれき類	受入量												
	運搬量	運搬車											
繊維くず	受入量												
	運搬量	運搬車											
金属くず	受入量												
	運搬量	運搬車											
建設混合廃棄物※	受入量												
	運搬量	運搬車											

受入量：排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量です。

運搬量：運搬先へ運搬した量です。積替保管施設等で有価物の分別・販売を行った場合等に、受入量と運搬量の間には差が生ずることは問題ありません。

本様式は、公表する日の属する月の前々月までの3年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特管物含む）についての情報です。
例えば、令和5年1月15日に情報を公表する場合は、令和元年12月～令和4年11月の間の情報が公表対象となります。

※は、木くず、廃プラスチック類、紙くずの混合廃棄物。

(e) 施設及び処理の状況（処分業）

記入項目	記入内容	
処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要（文字表記）	1 中間処理施設 (1)設置場所：○○県○○市XX-XX (2)設置年月日：平成○○年○月○日 (3)当該施設の種類：破砕施設 (4)当該施設において処理する産業廃棄物の種類：がれき類 (5)処理能力：●●m ³ /日 (6)処理方式：破砕機（横型回転式ハンマークラッシュャ） (7)構造及び設備の概要 供給設備：（最大供給寸法○cm角×○cm長） 破砕設備：（主原動機○kW）	…確認表23 【変更の都度更新】 …確認表24 【変更の都度更新】 …確認表25 【変更の都度更新】 …確認表26 【変更の都度更新】 …確認表27 【変更の都度更新】 …確認表28 【変更の都度更新】 …確認表29 【変更の都度更新】
	2 最終処分場 (1)設置場所：……………	
処理施設の設置場所、設置年月日、施設の種類、産業廃棄物の種類、処理能力、処理方式、構造・施設の概要（画像添付）	添付様式 5	…確認表 23～29 【変更の都度更新】
処理施設の設置許可証の写し	処理施設の設置許可証の写しを掲載してください。	…確認表30 【変更の都度更新】
事業場ごとの産業廃棄物の処理工程図	添付様式 6	…確認表31 【変更の都度更新】
産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程（文字表記）	下記添付ファイルを参照	…確認表32 【1年に1回以上更新】
産業廃棄物の最終処分終了までの一連の処理の行程（画像添付）	添付様式 7	…確認表32 【1年に1回以上更新】
直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量（文字表記）	下記添付ファイルを参照	…確認表34 【1年に1回以上更新】
直前3年間の産業廃棄物の受入量、処分量、残さ処分量（画像添付）	添付様式 8-1、8-2	…確認表34 【1年に1回以上更新】
直前3年間の処理施設の維持管理の状況（文字表記）	下記添付ファイルを参照	…確認表35 【1年に1回以上更新】
直前3年間の処理施設の維持管理の状況（画像添付）	添付様式 9-1、9-2、9-3	…確認表35 【1年に1回以上更新】
直前3年間の熱回収量等	添付様式 10	…確認表36 【1年に1回以上更新】

添付様式のファイルの形式は「GIF、JPEG、PNG、PDF」となります。

<https://www.....>

URL等インターネット上での公表を証する情報が表示されている必要があります。

(添付様式5)

<中間処理施設>

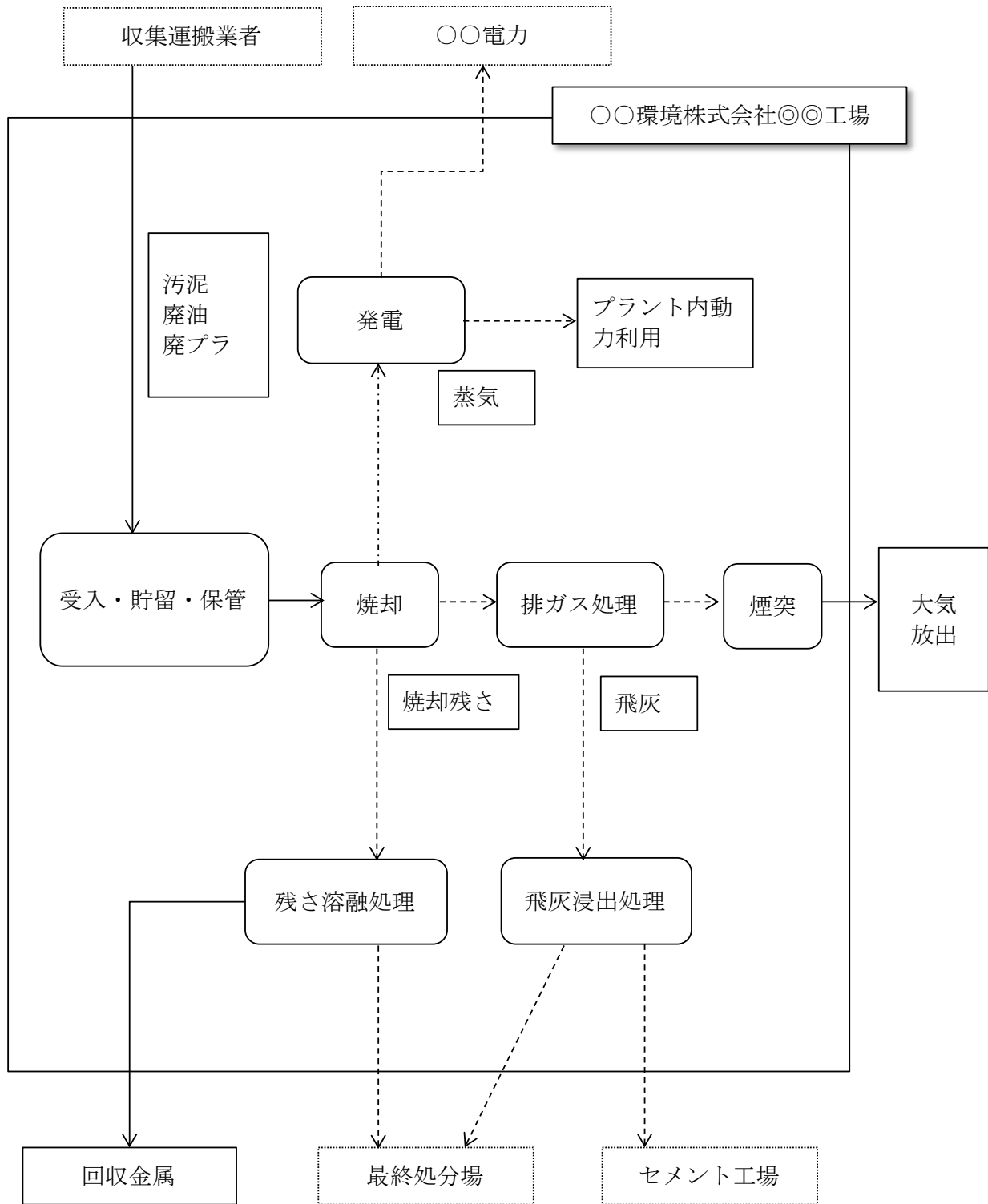
	設置場所	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	処理能力	処理方式	構造及び設備の概要	許可証
①	〇〇県〇〇市XX-XX	令和〇年〇月〇日	破碎施設	がれき類	●●t/日 (稼働時間 8h/日(9時 ~17時))	破碎機(横 型回転式ハ ンマーク ラッシャ)	<ul style="list-style-type: none"> 供給設備: (最大供給寸法〇cm角×〇cm長) 破碎設備: (主原動機〇kw) 分級設備(ふるいサイズ可変) 	P1
②								
③								
④								
⑤								

<最終処分場>

	設置場所	設置年月日	施設の種類	産業廃棄物の種類	埋立地の面積	埋立容量	処理方式	構造及び設備の概要	許可証
①	□県□市YY	令和〇年〇月〇日	管理型最終処分場	下水汚泥 燃え殻	埋立面積5 万m2	埋立容量10 万m3	準好気性埋立	<ul style="list-style-type: none"> 浸出液処理設備(調整池、活性汚泥処理、凝集沈殿、消毒等) 周囲に緑地帯の設備 	P2
②									
③									
④									
⑤									

(添付様式6)

(例) 汚泥、廃油及び廃プラスチックの大型焼却施設についての記載例

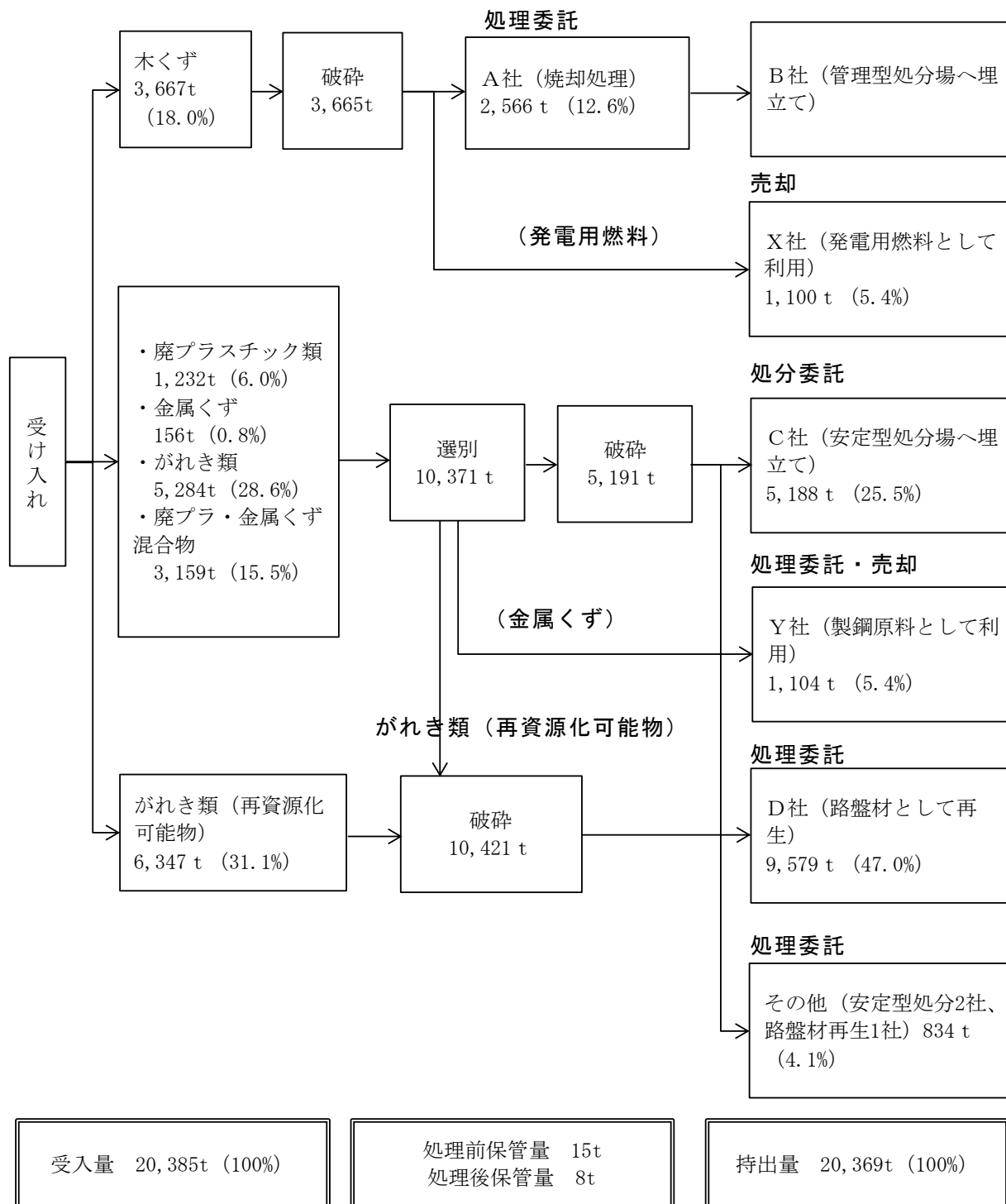


(添付様式7)

(例) 産業廃棄物の一連の処理の工程

本様式は、公表する日の属する月の前々月までの1年間に事業者から引き渡しを受けた産業廃棄物の最終処分が終了するまでの一連の処理工程についての情報です。

令和〇〇年〇〇月〇〇日～令和〇〇年〇〇月〇〇日



(添付様式 8-1)

(例) 産業廃棄物の受入量・処分量 (令和元年12月～令和2年11月)

産業廃棄物種類	処分方法 受入実績	処理実績 (年/月)											
		R1/12	R2/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
廃プラスチック類	受入量												
	処分量計												
	焼却												
	破碎												
	圧縮梱包												
木くず	受入量												
	処分量計												
	破碎												
紙くず	受入量												
	処分量計												
	焼却												
繊維くず	受入量												
	処分量計												
	焼却												
建設混合廃棄物※	受入量												
	処分量計												
	破碎												

受入量：排出事業者から実際に引渡しを受けた産業廃棄物の量です。

本様式は、公表する日の属する月の前々月までの3年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物（特管物含む）についての情報です。
例えば、令和5年1月15日に情報を公表する場合は、令和元年12月～令和4年11月の間の情報が公表対象となります。

- (注1) ※は、木くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの混合廃棄物。
- (注2) 建設混合廃棄物は、選別の後、産業廃棄物の種類ごとに処分する。したがって、建設混合廃棄物の処分実績は、廃プラスチック類、木くず、紙くず、繊維くずの処理実績に含まれる。
- (注3) 連続する複数の処分方法ごとに処分量を集計しているため、処分方法ごとの処分量を合計したものと処分量計が一致しない。
- (注4) 石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、これらを分けて集計し掲載する。

(添付様式 8-2)

(例) 処分後の産業廃棄物の持出先ごと及び処分方法ごとの処分量
(令和元年12月～令和2年11月)

産業廃棄物種類	持出先	処分方法	処理実績 (年/月)											
			R1/12	R2/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
廃プラスチック類	自社	管理型埋立												
		安定型埋立												
	委託	焼却												
		管理型埋立												
		安定型埋立												
合計					0	0	0	0	0	0	0	0	0	
木くず	委託													
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繊維くず	委託													
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
金属くず	自社													
	委託													
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
燃え殻	委託													
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
建設混合廃棄物※	委託													
		合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

持出先については、個別の持出先ごとに分類する必要はありません。

本様式は、公表する日の属する月の前々月までの3年間に排出事業者から引渡しを受けた産業廃棄物(特管物含む)についての情報です。
例えば、令和5年1月15日に情報を公表する場合は、令和元年12月～令和4年11月の間の情報が公表対象となります。

※は、木くず、廃プラスチック類、紙くず、繊維くずの混合廃棄物。

(添付様式9-1)

産業廃棄物処理施設の維持管理状況

令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月

○焼却施設

(1) 冷却設備、排ガス処理設備にたい積したばいじんの除去

	ばいじんを除去した日
1	
2	
3	
4	
5	
6	
7	
8	
9	
10	

(2) 排ガスの測定結果

採取位置 ※1	排ガス採取日※2	結果が得られた日	測定結果※3				
			ダイオキシン類 ng-TEQ/Nm3	硫黄酸化物 Nm3/h	ばいじん g/Nm3	塩化水素 mg/Nm3	窒素酸化物 ppm
煙突中間部							

※1 採取場所は焼却施設のフロー図に示す。

※2 測定頻度は、ダイオキシン類については1年に1回以上、その他については6ヶ月に1回以上。

※3 計量証明書を添付しても差し支えない。

計量証明書の場合、項目が網羅されているか確認してください。

本様式は、公表する日の属する月の前々月までの3年間における産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報です。例えば、令和5年1月15日に情報を公表する場合は、令和元年12月～令和4年11月の間の情報が公開対象となります。

(添付様式9-2)
産業廃棄物処理施設の維持管理状況

○安定型最終処分場

令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月

(1) 施設の点検

点検日	規定項目	点検結果		
		擁壁	えん堤	その他()
	異常の有無	有・ 無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容 ※1			
	異常の有無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容			

※1 異常が認められた場合のみ記入する。

(2) 残余容量の測定結果 (年1回以上測定)

	測定年月日	測定結果 (m3)
1		
2		
3		

(3) 展開検査の実施状況

各月ごとの実施回数					
安定型産業廃棄物以外の廃棄物の付着又は混入が認められた年月日					

(4) 地下水又は浸透水の水質検査項目の記録

項目	採取場所 ※1	採取年月日	結果が得られた日	検査結果、講じた措置		
				検査結果	異常有無	水質悪化が認められた場合に講じた措置の内容・年月日
地下水						
浸透水						

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(5) 浸透水のBOD又はCOD検査の記録 (月1回以上)

項目	採取場所 ※1	採取年月日	結果が得られた日	点検結果、講じた措置			
				BOD※2 mg/L (基準値20mg/L以下)	COD※2 mg/L (基準値40mg/L以下)	異常有無	異常が認められた場合に講じた措置の内容・年月日
浸透水							

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

※2 いずれかを記載すること。

(添付様式9-3)
産業廃棄物処理施設の維持管理状況

○管理型最終処分場

令和〇〇年〇〇月～令和〇〇年〇〇月

(1) 施設の点検

点検日	規定項目	点検箇所				
		擁壁等	遮水工	調整池	浸出液処理設備	防凍のための措置 ※2
	異常の有無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無	有・ 無
	必要な措置を講じた年月日とその内容※1					凍結による損傷のおそれのある部分がない
	異常の有無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
	必要な措置を講じた年月日とその内容					

※1 異常が認められた場合のみ記入する。
※2 凍結による損傷のおそれのある場合に限る。

措置部分がない場合には、「凍結による損傷のおそれのある部分がない」旨を記載してください。

(2) 地下水等の水質検査の記録

●地下水等検査項目 (年1回以上測定)

採取場所 ※1	採取年月日	結果が得られた日	検査結果、講じた措置		
			検査結果	異常有無	水質悪化が認められた場合に講じた措置の内容・年月日

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

●電気伝導率、塩化物イオン濃度 (月1回以上測定)

採取場所 ※1	採取年月日	結果が得られた日	検査結果、講じた措置			
			電気伝導率 (mS/m)	塩化物イオン濃度 (mg/L)	異常有無	水質悪化が認められた場合に講じた措置の内容・年月日

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(3) 放流水の水質検査の記録

●排水基準等に係る項目 (年1回以上測定)

採取場所 ※1	採取年月日	結果が得られた日	検査結果、講じた措置		
			検査結果	異常有無	水質悪化が認められた場合に講じた措置の内容・年月日

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

●放流水その他の項目 (月1回以上測定)

放流水 採取場所 ※1	採取年月日	結果が得られた日	測定結果				
			水素イオン濃度 pH(-)	BOD (mg/L)	COD (mg/L)	浮遊物質 (mg/L)	窒素含有量 (mg/L)

※1 処分場の平面図に採取位置を明示すること。

(4) 残余容量の測定結果 (年1回以上)

	測定年月日	測定結果 (m3)
1		
2		
3		

本様式は、公表する日の属する月の前々月までの3年間における産業廃棄物処理施設の維持管理の状況に関する情報です。例えば、令和5年1月15日に情報を公表する場合は、令和元年12月～令和4年11月の間の情報が公開対象となります。

(添付様式10)

(例) 産業廃棄物の焼却施設における熱回収の実績 (令和元年12月～令和2年11月)

施設名	項目	処理実績 (年/月)											
		R1/12	R2/1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11
〇〇工場 A県B 市・・・	熱量 (MJ)												
	発電量 (MWh)												
	廃棄物量 (t)												
△△処理セ ンター C県D 市・・・	熱量 (MJ)												
	発電量 (MWh)												
	廃棄物量 (t)												
××工場 E件F 市・・・	熱量 (MJ)												
	発電量 (MWh)												
	廃棄物量 (t)												
	熱量 (MJ)												
	発電量 (MWh)												
	廃棄物量 (t)												
	熱量 (MJ)												
	発電量 (MWh)												
	廃棄物量 (t)												

本様式は、公表する日の属する月の前々月までの3年間における熱回収の実績です。
例えば、令和5年1月15日に情報を公表する場合は、令和元年年12月～令和4年11月の間の情報が公表対象となります。

熱量とは、発電以外の用途に利用された熱量で、具体的には下表を参照してください。
「熱回収により得られた熱量」には、熱回収を行っている焼却施設から熱の供給を受けた周辺施設における熱利用量と、当該焼却施設内における熱利用量の両方が含まれます。

- ※ △△処理センターでは、発電は行っていない。
- ※ ××工場では、熱利用、発電とも行っていない。

(f) 財務諸表

記入項目	記入内容
前年財務諸表	添付様式 1 1
前々年財務諸表	添付様式 1 1
前々々年財務諸表	添付様式 1 1

… 確認表37 【1年に1回以上更新】

… 確認表37 【1年に1回以上更新】

… 確認表37 【1年に1回以上更新】

添付様式のファイルの形式は「GIF、JPEG、PNG、PDF」となります。

<https://www.....>

URL等インターネット上での公表を証する情報が表示されている必要があります。

(添付様式 1 1)

貸借対照表

社名等：

令和 年 月 日現在

(単位 円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産		流動負債	
・・・		・・・	
・・・		・・・	
		固定負債	
		・・・	
		・・・	
		負債合計	
固定資産		(純資産の部)	
有形固定資産		資本金	
無形固定資産		資本剰余金	
投資その他資産		利益剰余金	
		・・・	
繰延資産		純資産合計	A
資産合計		負債・純資産合計	B

「自己資本比率」とはAをBで除して得た値を指します。

損益計算書

自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

(単位 円)

科目	金額
売上高	
売上原価	
売上総利益	
販売費及び一般管理費	
営業利益 (営業損失)	
営業外収益	
営業外費用	
A 経常利益 (経常損失)	
特別利益	
特別損失	
税引前当期純利益 (税引前当期純損失)	
法人税、住民税及び事業税	
当期純利益 (当期純損失)	

「経常利益金額等」とはAに売上原価や販売費及び一般管理費に含まれている原価償却の額を加えて得た値を指します。

株主資本等変動計算書

自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

(単位 円)

I 株主資本		
1 資本金	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
2 資本剰余金	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
3 利益剰余金		
(1) 利益準備金	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
(2) その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
利益剰余金合計	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
4 自己株式	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
株式資本合計	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
II 評価・換算差額等	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
III 新株予約権	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	
純資産合計	前期末残高	
	当期変動額	
	当期末残高	

個別注記表

自令和 年 月 日 至令和 年 月 日

I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. 固定資産の減価償却の方法

○有形固定資産

法人税法と同一の耐用年数を適用し、平成10年4月1日以降に取得した建物については定額法、その他の有形固定資産は定率法

2. 収益及び費用の計上基準

3. その他計算書類の作成のための基本となる重要事項

○消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式（又は税込方式）によっています。

II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額

2. 受取手形割引額

III. 株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当該事業年度の末日における発行済株式の数

2. 当該事業年度の末日における自己株式の数

3. 当該事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

.....

(g) 料金

記入項目	記入内容	
料金の提示方法	<p><例1> 下記による</p> <p><例2> 見積りによる（見積りは無料で承ります）</p>	確認表 36 【変更の都度更新】
料金表、料金算定式（文字表記）	<p><収集運搬 例1> 基本料金 時間外料金1 時間外料金2 深夜料金 ○○地域 ○○円 ○○円 ・・・・ △△地域 ・・・・ ※土日祝日は休日料金として○%加算します。</p> <p><収集運搬 例2> 料金については、種類、量、距離により計算します。 下記連絡先までお問い合わせください。 ○○事業所 TEL XXX-XXX-XXXX</p> <p><処分 例1> 処理料金 処理方法 備考 金属くず ○○円/トン 破砕 空間等には内容物が混入していないこと 廃プラ ○○円/キログラム 破砕 ・・・・</p> <p><処分 例2> 料金については、種類、量により計算します。 下記連絡先までお問い合わせください。 ○○事業所 TEL XXX-XXX-XXXX</p>	確認表 36 【変更の都度更新】
料金表、料金算定式（画像添付）	添付様式12	確認表 36 【変更の都度更新】

添付様式のファイルの形式は「 GIF、JPEG、PNG、PDF」となります。

https://www.....

URL等インターネット上での公表を証する情報が表示されている必要があります。

(添付様式12)

産業廃棄物収集運搬業

〇〇年〇〇月〇〇日現在

	基本料金	時間外料金1	時間外料金2	深夜料金

産業廃棄物処分業

〇〇年〇〇月〇〇日現在

品目	処理料金	処理方法	備考

(h) 社内組織体制

記入項目	記入内容																																										
社内組織図	添付様式13	組織図を添付してください。																																									
人員配置、職務分掌	<p>1. 人員配置 (令和〇〇年〇〇月〇〇日現在)</p> <table border="1" data-bbox="432 369 1086 750"> <thead> <tr> <th></th> <th>正社員</th> <th>派遣・パート</th> <th>計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>経理部</td> <td>3</td> <td>1</td> <td>4</td> </tr> <tr> <td>総務部</td> <td>.....</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>営業部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>東日本エリア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>西日本エリア</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>収取運搬部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>施設部</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>エコセンター</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>最終処分場</td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>2. 職務分掌</p> <p>経理部</p> <p>.....</p> <p>.....</p> <p>総務部</p> <p>.....</p> <p>営業部</p> <p>東日本エリア</p> <p>.....</p>				正社員	派遣・パート	計	経理部	3	1	4	総務部			営業部				東日本エリア				西日本エリア				収取運搬部				施設部				エコセンター				最終処分場			
	正社員	派遣・パート	計																																								
経理部	3	1	4																																								
総務部																																										
営業部																																											
東日本エリア																																											
西日本エリア																																											
収取運搬部																																											
施設部																																											
エコセンター																																											
最終処分場																																											

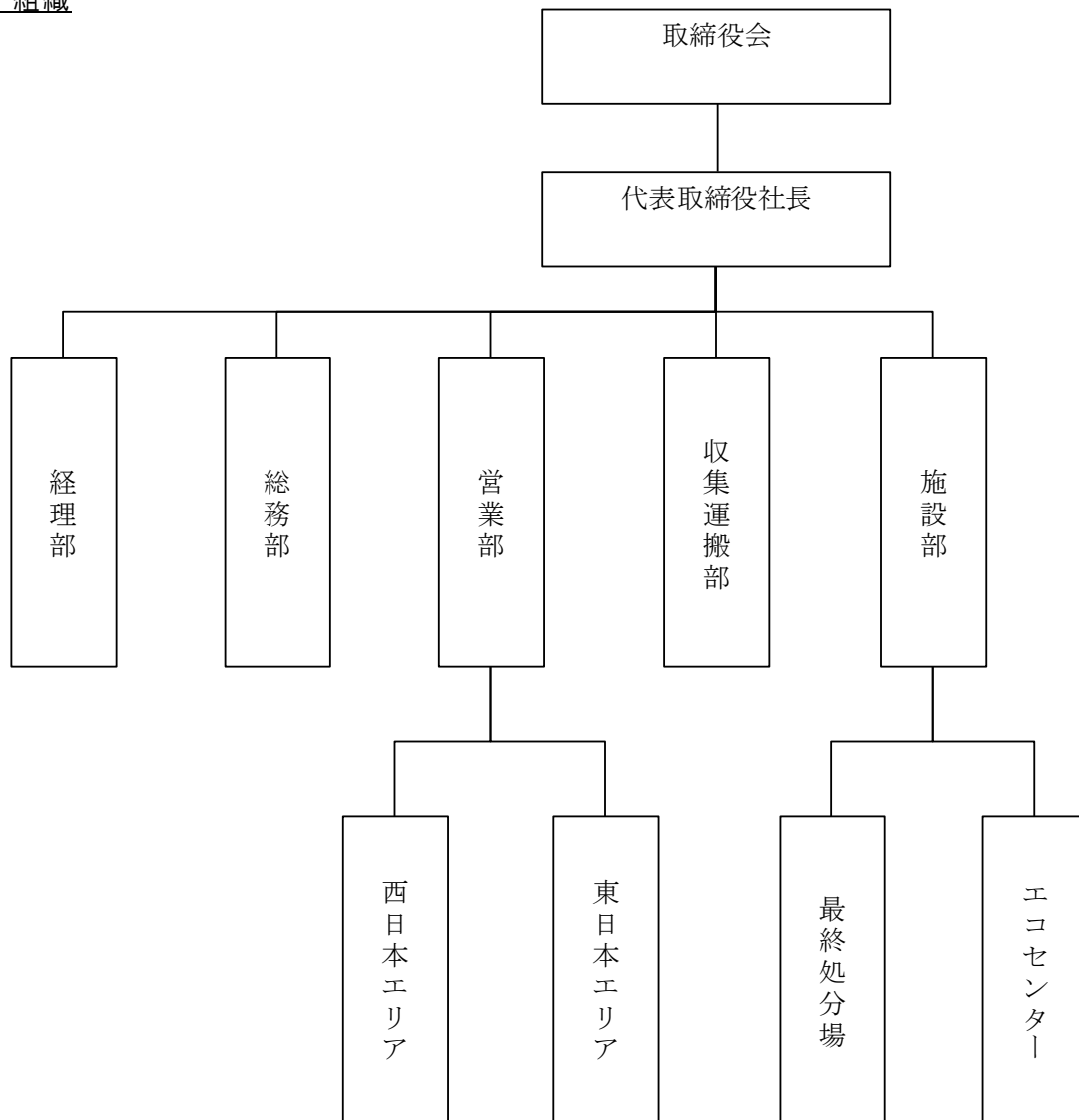
確認表 46 【変更の都度更新】

確認表 41 【1年に1回以上更新】

添付様式のファイルの形式は「GIF、JPEG、PNG、PDF」となります。

(添付様式13)

○ 組織



○ 人員配置

令和〇〇年〇〇月〇〇日 現在

単位：人

正社員								
派遣・パート								
合計								

(i) 二次委託先の個社名の公表開示の可否

記入項目	記入内容
二次委託先の個社名の公表開示の可否	開示可 or 開示不可 or 二次委託先の情報 or 二次委託先なし
二次委託先の個社名の公表開示の状況	未開示 or 開示済

確認表 42【変更の都度更新】

開示の可否を公表に代えて、予定する二次委託先の情報そのもの（氏名又は名称及び住所）を公表することも差し支えありません。

(j) 事業場の公開

記入項目	記入内容
事業場の公開の有無、頻度	(例 1) 当社は、事業場を公開していません
	(例 2) 当社は信頼性の高い施設運営を目指し、焼却施設を一般公開しています。 焼却施設はいつでも見学することができます。
	(例 3) 当社の施設見学については、当社の〇〇環境設備センターに直接ご連絡ください。 見学申込書をお渡しします。お問い合わせはこちらから。
	(例 4) 当社は会社見学会を毎年 8 月に開催し、地域との交流を図っています。

…確認表 43 【変更の都度更新】

確認表 44 【変更の都度更新】

事業場を公開している場合には、「年回」などの公開頻度について記載してください。
公開していない場合は、「事業場を公開していない」旨を記載してください。

https://www.....

URL 等インターネット上での公表を証する情報が表示されている必要があります。

サンプル

登録証

登録番号： XXX00000

株式会社〇〇〇〇

貴組織の環境マネジメントシステムは、当財団による審査の結果、下記に記載される製品、プロセス又はサービスの範囲で、適用規格に適合していることを証明します。

適用規格： JIS Q 14001 : 2015 (ISO 14001 : 2015)

適用する製品、プロセス
又はサービス

各事業所の所在地及び
各事業所に該当する
製品、プロセス又は
サービス

： 付属書による

認証機関のマークが入っていることが必要です。(上記は表示例です)

有効期限： 〇〇年〇〇月〇〇日

最新発行日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
更新日 〇〇年 〇〇月 〇〇日
初回発行日 〇〇年 〇〇月 〇〇日



認証機関名称

〇〇 〇〇

印

		サンプル		
<p>®環境省 エコアクション21</p>				
認証・登録証				
認証・登録番号	0000000			
認証・登録事業者	株式会社〇〇〇〇 〇県〇市 xx-xx			
事業活動	産業廃棄物収集運搬業			
対象事業所	本社			
認証・登録日	2018年3月19日			
更新・登録日	2022年3月19日			
有効期限	2024年3月18日			
<p>上記事業者は「エコアクション21ガイドライン2017年版」(環境省)の 要求事項に適合していることを証します。</p>				
一般財団法人 持続性推進機構				
理事長 ●●●●				印
COPY COPY COPY				

(一財) 持続性推進機構による産業廃棄物処理業に係るエコアクション21との相互認証確認書

産業廃棄物処理業に係るエコアクション21との相互認証確認書

令和 年 月 日

地域版EMS認証・登録番号

事業者名 株式会社〇〇

代表者名 〇〇 〇〇

サンプル

殿

一般財団法人 持続性推進機構

理事長 ●●●●



本機構が制定した「エコアクション21産業廃棄物処理業者の相互認証に関する規程」
II第2項及び第3項等の要件へ適合していることを確認しました。

住所	
電話番号、URL等	
相互認証の範囲	対象事業所
	事業活動
エコアクション21 判定委員会等の開催日	
相互認証期間	
備考	

なお、<地域版EMSの実施主体名>による環境マネジメントシステムの認証・登録が取り消し、失効等となった場合、本件確認も取り消しとなります。また、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び関係法令に違反し、処分を受けた場合には、本件確認が取り消しになることがあります。

なお、この「相互認証確認書」が発行されたことによって、エコアクション21の認証を取得したことにはなりません。従ってエコアクション21という名称やエコアクション21のロゴマークを使用することはできません。

サンプル

【株式会社】

M-EMS

相互認証証明書

令和 年 月 日

株式会社〇〇 様



下記の登録範囲において、EA21 の相互認証確認書に基づき、相互認証されていることを証明いたします。

記

- ・事業者名： 株式会社〇〇
- ・所在地： 〇県〇市〇〇XXX
- ・登録範囲：本社（ 〇県〇市〇〇XX ）

における廃棄物処理業に係わる全ての事業活動

- ・相互認証日・登録日：(EA21) 〇〇〇〇年〇月〇日 (M-EMS) 〇〇〇〇年〇月〇日
- ・有効期限：(EA21) 〇〇〇〇年〇月〇日 (M-EMS) 〇〇〇〇年〇月〇日

エ 電子マニフェスト
電子マニフェスト加入証の写し

加入証発行番号 00000000

加入証

サンプル

発行日 令和 年 月 日

加入者名称 株式会社〇〇〇〇

代表取締役社長 〇〇 〇〇

住 所 〒XXX-XXXX 〇県〇市 XXX

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の5第1項の規定に
基づく電子マニフェストシステム加入者であることを証します

公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター



理事長 ●● ●●

1. 加入者番号 XXXXXXXX

2. 加入契約成立日 令和 年 月 日

3. 加入区分 〇〇〇〇


当協会にやさしいネットワーク



「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第8条の31の規定に基づく書面」

オ 財務体質の健全性

国税（法人税及び消費税）及び地方消費税の納税証明書

納 税 証 明 書	
(その3の3「法人税」及び「消費税及地方消費税」 について未納税額のない証明用)	
住所（納税地）	○県○市○○XXX
氏名（名称）	株式会社○○
代表者氏名	代表取締役○○ ○○
1 法人税について未納の税額はありませぬ。 2 消費税及地方消費税について未納の税額はありませぬ。 以 下 余 白	
徴管（証明）第 ○○○○○○ 号	
上記のとおり、相違ないことを証明します。	
令和 年 月 日 税務署長	
財務事務官 ○○ ○○	
	

納 税 証 明 書

1 / 1

令和〇年〇〇月〇〇日

住所又は所在地 〇市〇町 XX-XX
 氏名又は名称 株式会社〇〇
 及び代表者氏名 代表取締役 〇〇 〇〇 様

使用の目的 優良基準適合確認申請

証明事項 年度	税 目	期別/事業年度	税区分	納付すべき額	納付税額	未納税額	法定納期限等
		現在、県税に滞納がないこと。 (ただし、個人県民税及び地方消費税と徴収猶予分を除く。)					
		—	以下	余	白		
		—					
		—					
		—					
		—					
その他							

サンプル

印

第 0000000000 号

上記のとおり相違ないことを証明します。

ZEFBB540

三重県〇〇県税事務所

納税証明書

住所
(所在地) ○市○町XX-XX

氏名
(名称) 株式会社○○

上記の者の市税について、現に未納がないことを証明します。(但し、平成 年 月 日現在)

令和 ○年○○月○○日

サンプル

印

○○市長 ○○ ○○

令和 年 月 日 申請

社会保険料納入確認(申請)書 **サンプル**

1. 申請者

事業所整理記号	事業所番号

事業所所在地 (船舶所有者住所)	〒		
事業所名称			
事業主氏名(船舶所有者氏名)			
電話番号	()	()	()



2. 申請事由

3. 確認書の請求枚数

 枚

過去2年間で未納がないことの証明が必要です。

4. 確認事由

項目	対象期間				未納の有無		
健康保険料・船員保険料 厚生年金保険料 子ども・子育て拠出金 (延滞金を含む)	平成 令和	年	月分から	平成 令和	年	月分まで	有・無

管掌区分	1. 全国健康保険協会管掌健康保険 ・ 2. 組合管掌健康保険
------	---------------------------------

5. 猶予期間の有無

上記のとおり相違ないことを確認します。

令和 年 月 日

日本年金機構
年金事務所長



委任欄

私、上記申請者は社会保険料納入確認書の交付申請及び受領について、下記の者に委任します。

受任者氏名
受任者住所
委任者との関係

様式 5

労働保険料等納付済額証明願 サンプル

年 月 日

労働保険特別会計歳入徴収官
三重労働局長 殿

事業主住所 : ○県○市○○XXX
 名 称 : 株式会社○○
 代表者氏名 : 代表取締役○○
 電話番号 : 000-000-0000



下記のとおり、労働保険料・一般拠出金・追徴金・延滞金の納付済額を証明願います。

労働保険番号	県	所掌	管轄	基幹番号	枝番号	納付済額証明対象年度	
	24					年度	年度
委託事務組合名 (事務委託の場合)							
目的	・入札参加 ・経営審査 ・領収証書紛失 ・助成金申請（助成金等の種類） ・その他（産業廃棄物収集運搬業の優良認定取得のため）						
証明提出先							

証明願1枚につき2年度までの証明となるため、過去3年間の証明には証明願いを2枚作成する必要があります。

※ 正副2部提出してください。
 (証明欄)

年度	科目	期別	徴収決定額		
年度	労働保険料	前年度確定不足			
		全期・概算第1期			
		概算第2期			
	一般拠出金	前年度確定不足			
		追徴金	前々年度		
			前年度		
年度	労働保険料	前年度確定不足			
		全期・概算第1期			
		概算第2期			
	一般拠出金	前年度確定不足			
		追徴金	前々年度		
			前年度		
延滞金	前年度確定不足				
	全期・概算第1期				
	概算第2期				

過去3年間で滞納がないことの証明が必要です。

上記のとおり相違いないことを証明します。

年 月 日
 労働保険特別会計歳入徴収官
 三重労働局長



8. 申請先

申請は以下申請窓口へお願いします。(表9)

申請書類の受付時間は、三重県庁開庁日（平日8時30分から17時15分まで）

表9 申請窓口一覧

申請窓口	管轄	住所	電話番号
環境生活部環境共生局 廃棄物対策課	県内に本社、事業 場のない事業者	〒514-8570 津市広明町13番地	TEL 059-224-2875
桑名地域防災総合事務所 環境室	桑名市、いなべ市 木曾岬町、東員町	〒511-8567 桑名市中央町5-71	TEL 0594-24-3624
四日市地域防災総合事務所 環境室	四日市市、菰野町 朝日町、川越町	〒510-8511 四日市市新正 4-21-5	TEL 059-352-0593
鈴鹿地域防災総合事務所 環境室	鈴鹿市、亀山市	〒513-0809 鈴鹿市西条5-117	TEL 059-382-8675
津地域防災総合事務所 環境室	津市	〒514-8567 津市桜橋3-446-34	TEL 059-223-5083
松阪地域防災総合事務所 環境室	松阪市、多気町 明和町、大台町	〒515-0011 松阪市高町138	TEL 0598-50-0530
南勢志摩地域活性化局 環境室	伊勢市、鳥羽市 志摩市、玉城町 度会町、大紀町 南伊勢町	〒516-8566 伊勢市勢田町628-2	TEL 0596-27-5405
伊賀地域防災総合事務所 環境室	伊賀市、名張市	〒518-8533 伊賀市四十九町2802	TEL 0595-24-8078
紀北地域活性化局 環境室	尾鷲市、紀北町	〒519-3695 尾鷲市坂場西町1-1	TEL 0597-23-3469
紀南地域活性化局 環境室	熊野市、御浜町 紀宝町	〒519-4393 熊野市井戸町371	TEL 0597-89-6937

優良産廃処理業者認定制度認定取得の手引き

令和6年1月発行

編集／発行 三重県環境生活部環境共生局廃棄物対策課

〒514-8570 三重県津市広明町13番地